

アセットバック証券オープン

Cコース（為替ヘッジあり 毎月分配型）/Dコース（為替ヘッジなし 每月分配型）
アセットバック証券オープン Cコース/Dコース

追加型投信 海外 債券

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2018年 1月26日）

この目論見書により行なうアセットバック証券オープンCコース/Dコースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成29年 7月25日に関東財務局長に提出しており、平成29年 7月26日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	： 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	： C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	： 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	： 該当事項はありません。

野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行(売出)価額の総額】	3
(4)【発行(売出)価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	7
第1【ファンドの状況】	7
1【ファンドの性格】	7
2【投資方針】	13
3【投資リスク】	28
4【手数料等及び税金】	32
5【運用状況】	36
第2【管理及び運営】	46
1【申込(販売)手続等】	46
2【換金(解約)手続等】	46
3【資産管理等の概要】	47
4【受益者の権利等】	50
第3【ファンドの経理状況】	52
1【財務諸表】	52
2【ファンドの現況】	70
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	72
第三部【委託会社等の情報】	73
第1【委託会社等の概況】	73
1【委託会社等の概況】	73
2【事業の内容及び営業の概況】	75
3【委託会社等の経理状況】	76
4【利害関係人との取引制限】	122
5【その他】	122
約款	123

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

アセットバック証券オープン C コース

アセットバック証券オープン D コース

(以上を総称して「アセットバック証券オープン（毎月分配型）」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「アセットバック証券オープン C コース」を「C コース」、「アセットバック証券オープン D コース」を「D コース」という場合があります。また、「アセットバック証券オープン C コース」に「（為替ヘッジあり 毎月分配型）」を、「アセットバック証券オープン D コース」に「（為替ヘッジなし 毎月分配型）」を付記する場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は1口当たり1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.08%(税抜 1.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位

(7)【申込期間】

平成 29 年 7 月 26 日から平成 30 年 3 月 13 日まで

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して 6 営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行われる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、三菱 UFJ 信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

取得申込みの受け付けの中止、既に受け付けた取得申込みの受け付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み（スイッチングの申込みを含む）の受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含む）の受け付けを取り消す場合があります。

上記の取得申し込みの受け付けの中止等を行う事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

スイッチング

「アセットバック証券オープンCコース」「アセットバック証券オープンDコース」間で乗換え（以下「スイッチング」といいます。）ができます。

スイッチングとは、「アセットバック証券オープンCコース」または「アセットバック証券オープンDコース」のいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに「Cコース」または「Dコース」のもう一方のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものといいます。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意ください。（詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

信託の終了

各ファンドにつきましては、投資信託約款において、信託契約の一部を解約することにより各ファンドの受益権の口数の合計が20億口を下回った場合には、受託者と合意のうえ、信託を終了（繰上償還）させることができますと規定しています。

各ファンドの受益権の口数の合計は20億口を下回る状態にあるため、各ファンドの投資信託約款に基づきまして、信託を終了（繰上償還）することについて異議申立の手続きをとることいたしました。

信託終了（繰上償還）が成立した場合、各ファンドは平成 30 年 6 月 7 日に信託を終了（繰上償還）いたします。

信託終了（繰上償還）が不成立となった場合、各ファンドは信託を終了（繰上償還）しません。

なお、平成 30 年 1 月 26 日以降のお申込みにより取得された受益権および平成 30 年 1 月 25 日以前のお申込みにより換金された受益権については、各ファンドの繰上償還に関する異議申立の権利はございません。

また、当該手続きの結果、平成 30 年 6 月 7 日に信託終了（繰上償還）する場合、平成 30 年 3 月 14 日以降の取得のお申込み分より、受付けを中止いたします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

アセットバック証券オープン（毎月分配型）は、2本のスイッチング可能なファンドから構成されています。米国ドル建のアセットバック証券を実質的な主要投資対象¹とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

Cコース…実質組入外貨建資産については、原則として米国ドルを用いて為替ヘッジを行ないます。

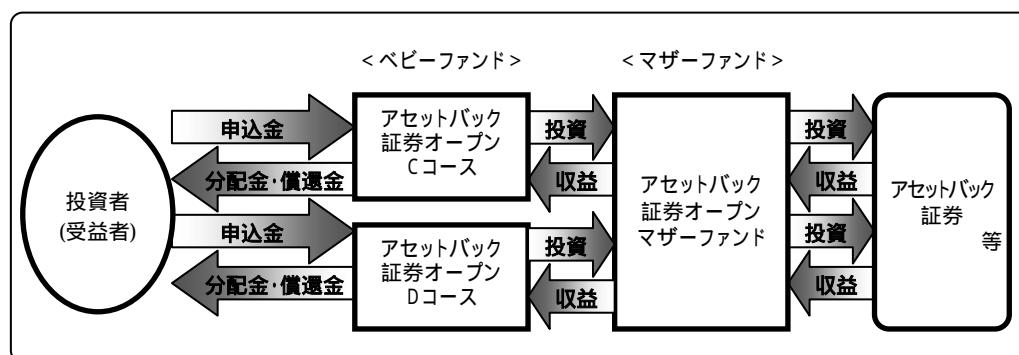
Dコース…実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

毎月決算²を行ない、原則として安定分配を行ないます。

- 各ファンドは、「アセットバック証券オープンマザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- 決算日は、原則として毎月5日（休業日の場合は翌営業日）とします。

(ファミリーファンド方式について)

各ファンドは「アセットバック証券オープンマザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベーピーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、『第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)「アセットバック証券オープンマザーファンド』の概要』をご参照ください。

各ファンドは、マザーファンドの他に、アセットバック証券等に直接投資する場合もあります。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき 5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(アセットバック証券オープンCコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回			
大型株	年4回	日本		
中小型株				
債券	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
一般		欧州		
公債				
社債				
その他債券	年12回 (毎月)	アジア		
クレジット属性		オセアニア		
()				
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他 債券))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

(アセットバック証券オープンDコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり ()
不動産投信				なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他 債券))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成 22 年 7 月 1 日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

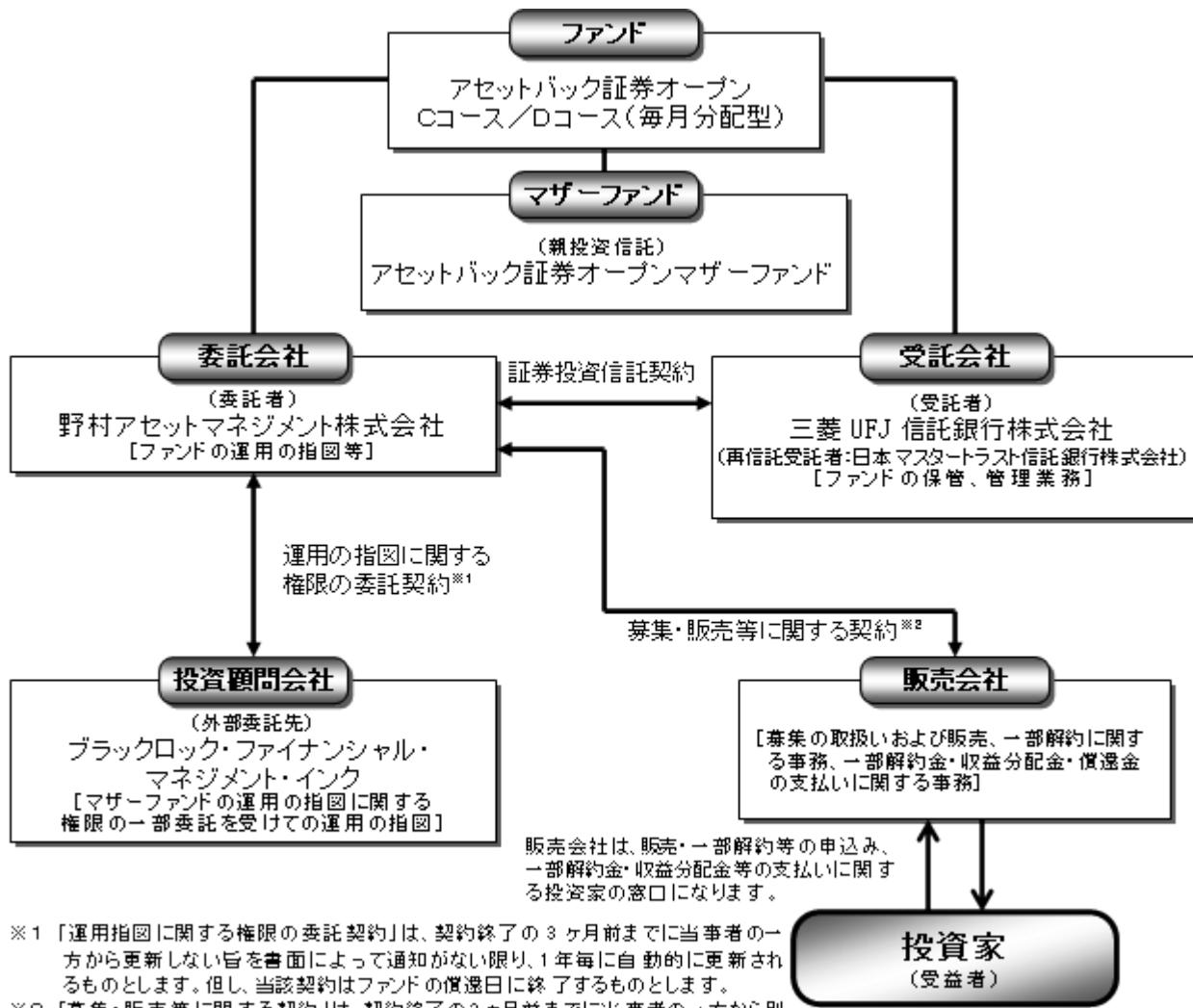
(3)ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

平成 14 年 3 月 1 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社の概況(平成 29 年 12 月末現在)

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
- ・資本金の額
17,180 百万円

・会社の沿革

昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

(1)【投資方針】

1 アセットバック証券の独特なリターン特性やリスク特性の分析に基づき、アクティブに運用することを基本とします。

運用にあたっては、アセットバック証券の独特なリターン特性やリスク特性の分析に基づき、主要な 3 つのセクター (MBS、CMBS、ABS) への資産配分、個別投資銘柄選定、デュレーションマネジメントを行ない、アクティブに運用することを基本とします。

各種アセットバック証券に分散投資を行ないます。

アセットバック証券等への実質投資割合は、原則として高位とします。

A 格相当以上の長期格付を有していない (格付が公表されていないものを含む。) アセットバック証券への投資も行ないます。

投資適格格付未満のアセットバック証券への実質投資割合は、原則として純資産総額の 20% 以内とします。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

《アセットバック証券について》

MBS (Mortgage Backed Securities)

主として住宅ローンを担保として発行された証券 (住宅ローン担保証券) です。大部分は米国の政府機関である政府抵当金庫 (GNMA)、連邦抵当金庫 (FNMA)、連邦住宅金融抵当公社 (FHLMC) により発行されています。

CMBS (Commercial Mortgage Backed Securities)

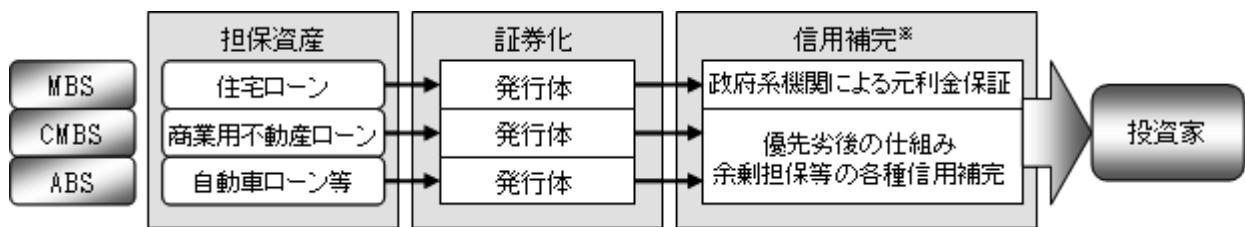
オフィスやホテル、多世帯住宅などの商業用不動産ローンを担保に発行された証券 (商業用不動産ローン担保証券) です。

ABS (Asset Backed Securities)

自動車ローンやクレジットカードローン等各種の貸付債権を担保として発行された証券 (各種資産担保証券。ただし、上記の MBS、CMBS の性質を有する証券を除きます。) です。

既発行の上記証券を担保として発行される各種証券なども上記に含まれます。例えば代表的な MBS であるパススルーエンジニアード証券を担保として発行される CMO (Collateralized Mortgage Obligation) などがこれにあたります。

また「アセットバック証券」は、米国で発行、流通するものが大半であり、以下特別な断りがない限り「アセットバック証券」とは、米国で発行、流通するものを指します。



信用補完とは、担保となっているローンに支払い不能が生じた場合に、支払不能につながることを回避する為、政府機関等が元利金を保証する仕組みのことです。

アセットバック証券の特徴

個々のローンを多数集めて証券化されます。

住宅用不動産を担保とした個人向け住宅ローンや商業用不動産ローンなどをタイプ毎にたくさん集めて“グループ”にし、それを担保として証券化したものがアセットバック証券です。

通常毎月元利あるいは金利の支払いがあります。

担保となっているローンからは通常毎月金利の支払いや元本の返済が生じます。従って、アセットバック証券の保有者には通常毎月利息の受取りや元本の一部償還が発生することになります。一般的な債券では元本は満期時に一括して償還されますので、この点が大きく異なります。

アセットバック証券の中には、一般的な債券と同様、元本が満期時に一括償還されるものもあります。

期限前償還リスクがある故に相対的に高い利回りです。

住宅ローン等の借り手が満期前に残りのローンを一括して返済した場合、証券の元本もこれにあわせて償還されます。これを「期限前償還」といいます。この場合、証券の保有者は“予定外”的の元本償還を受けることとなります。これを「期限前償還リスク」と呼びます。

例えば、住宅ローンの場合など過去の金利低下時には、より低金利のローンへの借替えが多数発生したために期限前償還が増加するなどの現象が見られています。

通常の満期一括償還の債券と違ってアセットバック証券は、一般的に満期までの期間を通じて元本の一部償還が徐々に進行し、かつその程度やスピードが（ある程度予想は可能なものの）“不確定”である点が大きな特徴です。このためアセットバック証券の利回りはこうした性質を有さない他の証券（債券）に比べて相対的に高くなっています。

アセットバック証券の一部には、期限前償還が少ないものもあります。

信用補完により信用力が高められています。

担保となっているローンに支払不能が生じた場合に、それがそのままアセットバック証券の支払不能につながることを回避するため、通常アセットバック証券には支払保証などの種々の信用補完が付与されています。一例としてGNMAが発行したMBSは、政府機関が支払保証をしています。

上記は代表的なアセットバック証券の一般的な特徴を示したものであり、当該証券のすべての特徴を網羅したものではありません。

また、個々のアセットバック証券には様々な形態やストラクチャーがあり、すべてのアセットバック証券が上記の特徴に合致するとは限りません。

2 「Cコース」は原則として為替ヘッジを行ない、「Dコース」は原則として為替ヘッジを行ないません。

「Cコース」<為替ヘッジあり>

実質組入外貨建資産については、原則として米国ドルを用いて為替ヘッジを行ないます。

「Dコース」<為替ヘッジなし>

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

3 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

マザーファンドの運用にあたっては、「ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク」に運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を委託します。

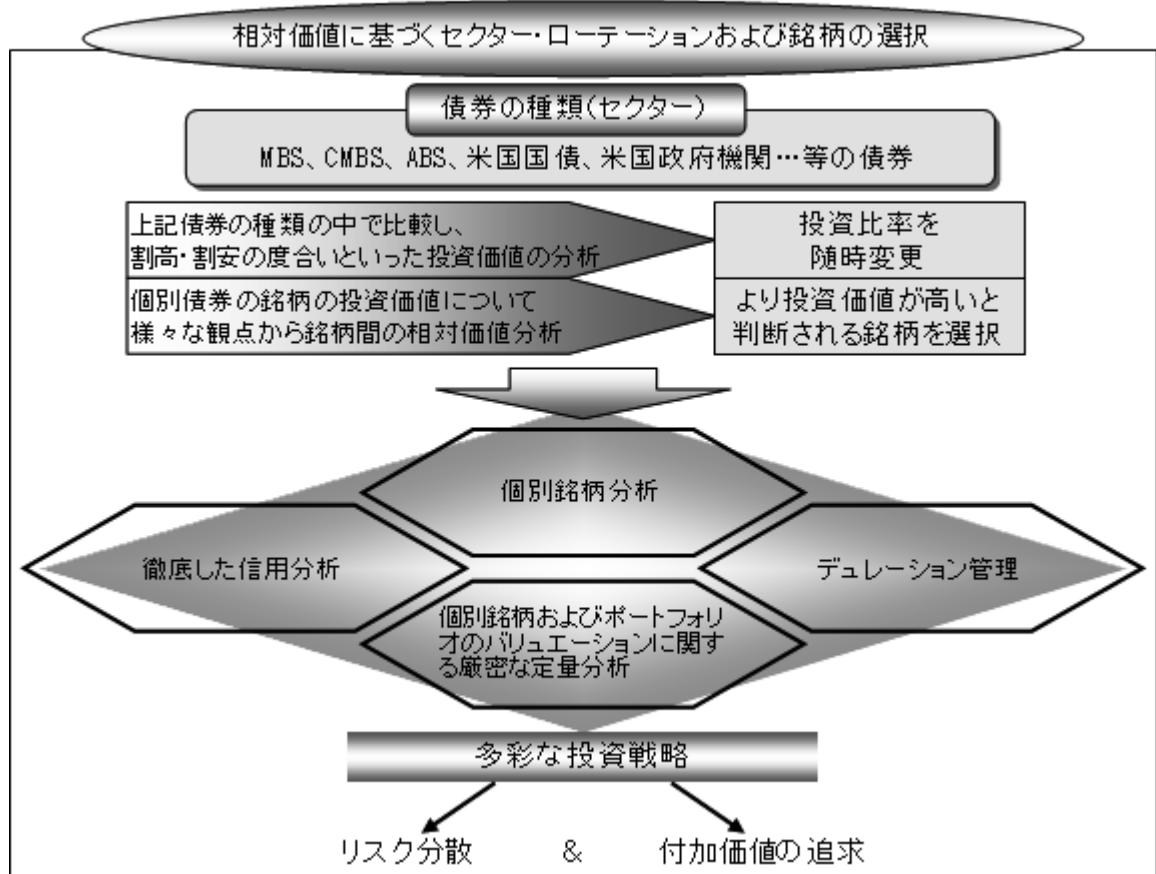
委託する範囲	アセットバック証券および米国公社債（含む短期金融商品）の運用
委託先名称	BlackRock Financial Management, Inc. (ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク)
委託先所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市
委託に係る費用	「アセットバック証券オープンマザーファンド」を投資対象とする追加型証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、当該投資信託の信託報酬支払いのとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
500 億円以下の部分	年 0.23%
500 億円超 750 億円以下の部分	年 0.18%
750 億円超の部分	年 0.13%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクの投資戦略決定プロセス



ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクの紹介

BlackRock Financial Management, Inc. (ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク) は、ブラックロック・インク (BlackRock, Inc. 以下「BRI」といいます。) の完全保有子会社です。BRI は、NY 証券取引所に上場されています。BRI は、その様々な資産運用子会社 (総称して「ブラックロック」といいます。) を通じて投資運用サービスを提供しています。

[ブラックロックの債券運用スタイル]

顧客のリスク許容度や運用ニーズ、ベンチマークに応じた幅広い債券運用商品を提供しています。

- ・金利変動リスクを厳格に維持・管理
- ・相対価値分析に基づく積極的なセクター・ローテーション

その運用スタイルは、金利の方向性・タイミングに多くを依存せず、デュレーション (金利変動リスク) を一定範囲内に厳格に維持・管理した上で、相対価値分析に基づく積極的なセクター・ローテーションを行なって運用することにあります。

[ブラックロックの債券運用プロセス]

下記の分析・管理に基づいて、経験と専門性を有するポートフォリオ・マネージャーが投資判断を行ないます。

- ・相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
- ・デュレーション (金利変動リスク) の管理
- ・証券やポートフォリオの厳密な定量的価値分析

[ブラックロックの概要]

設立：1988 年

事業内容：ブラックロックは、世界中の顧客に、債券・短期金融資産・株式の運用およびオルタナティブ投資のサービスを提供しています。加えて、資本市場に関する知識および専門技術を独自のリスク・マネジメントのシステムおよびテクノロジーと結合させた、リスク・マネジメント・サービスの主要な提供者でもあります。ブラックロックは、グローバルな投資運用およびリスク・マネジメントのサービス提供における最大手の 1 つです。

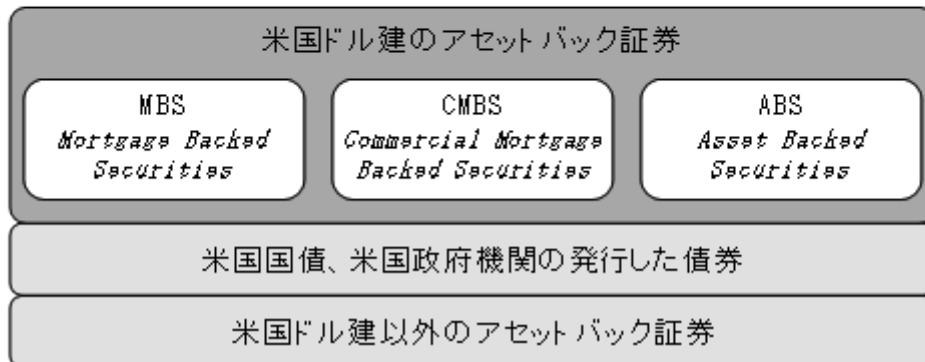
(2)【投資対象】

米国ドル建のアセットバック証券を実質的な主要投資対象とします。

各ファンドは「アセットバック証券オープンマザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に米国ドル建のアセットバック証券等に投資を行ないます。なお、米国ドル建のアセットバック証券等に直接投資する場合もあります。

マザーファンドの主要投資対象

米国ドル建の MBS(*Mortgage Backed Securities*)、CMBS(*Commercial Mortgage Backed Securities*)、ABS(*Asset Backed Securities*)などの証券、およびこれらを担保として発行される証券(以上を総称して「アセットバック証券」といいます。)を主要投資対象とします。なお、一部米国国債、米国政府機関の発行した債券および米国ドル建以外のアセットバック証券に投資する場合もあります。



なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

「C コース」「D コース」共通

投資の対象とする資産の種類（約款第 20 条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限および」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲（約款第 21 条第 1 項）

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるアセットバック証券オープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債証券および社債証券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券

5. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債 の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産

が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第21条第2項）

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

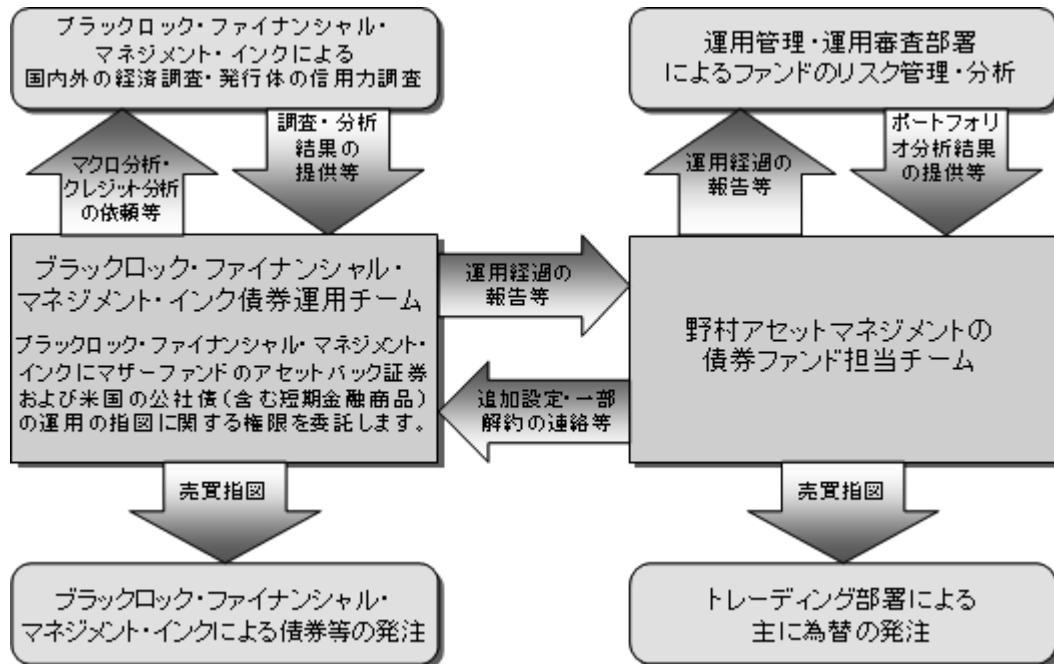
1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(3)【運用体制】

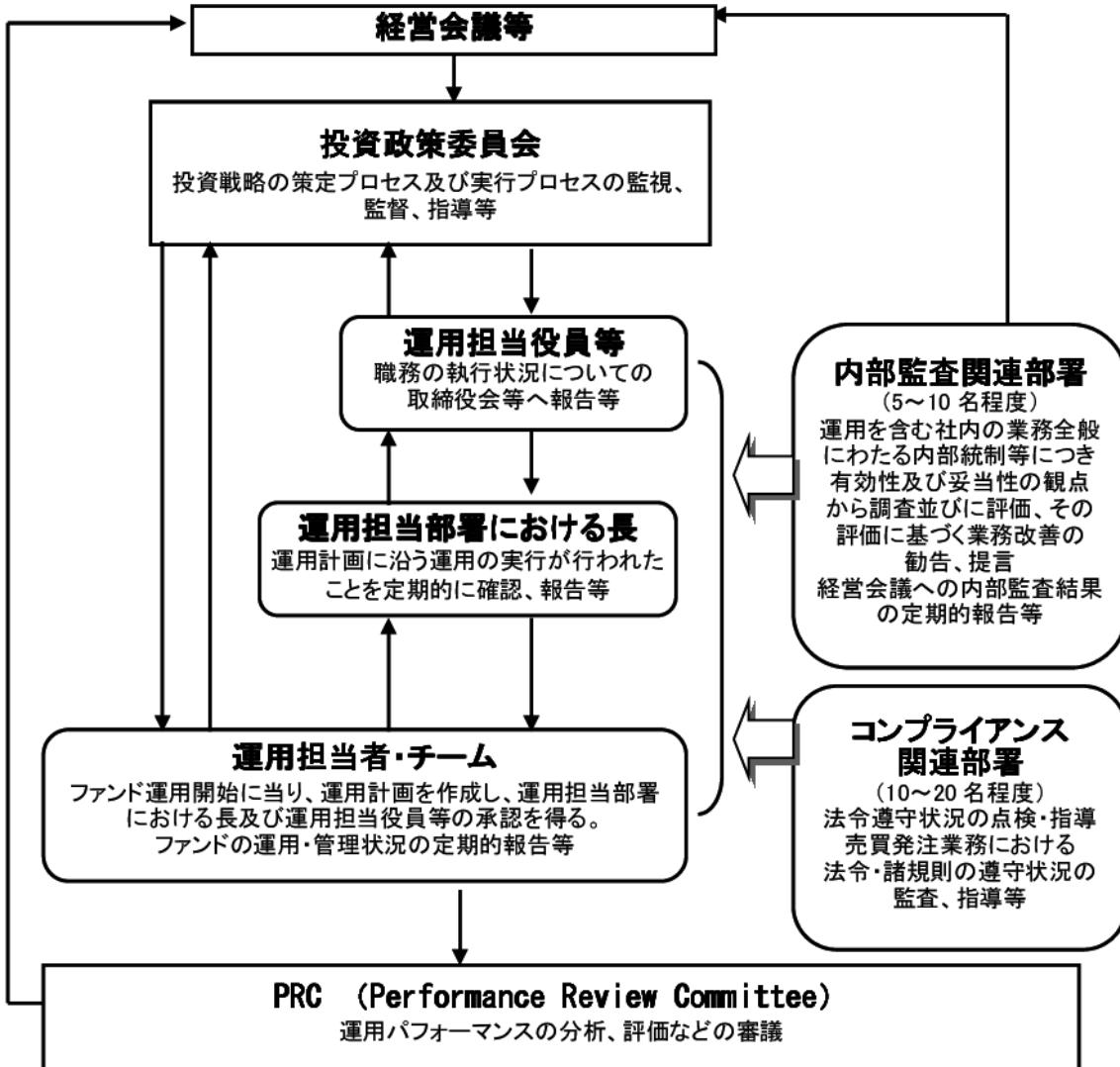
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っています。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

「Cコ-ス」「Dコース」共通

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

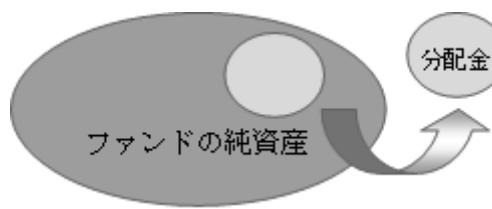
原則として毎月5日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

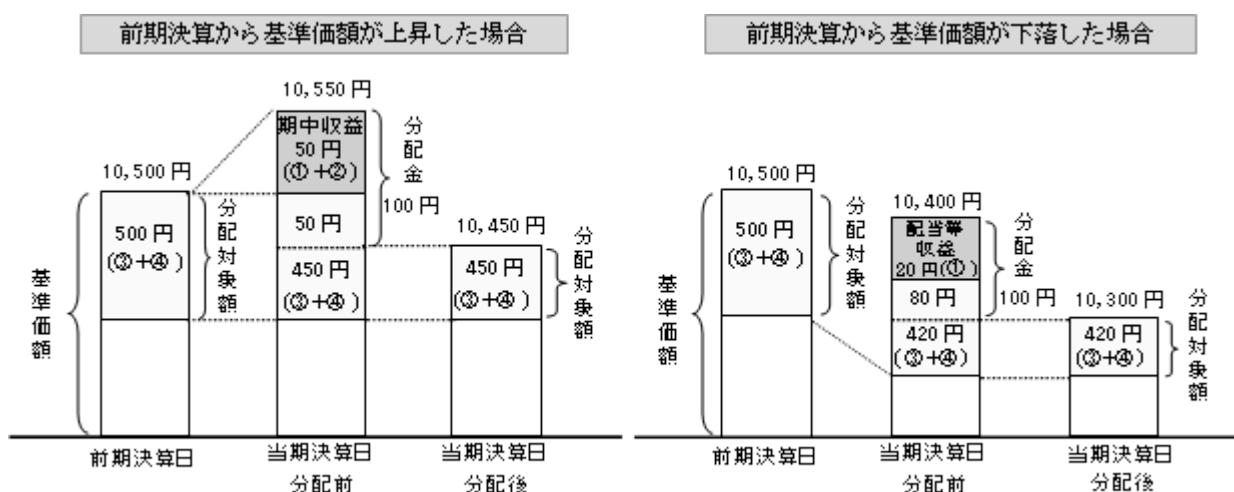


ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

- ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

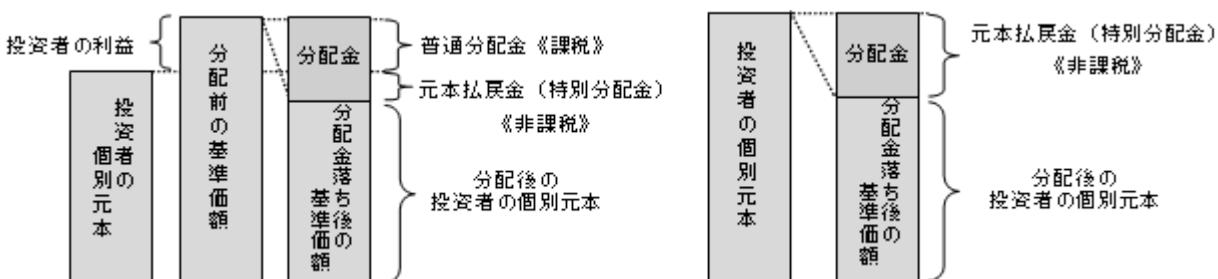
分配対象額とは、 経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。



投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）となります。



投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

「C コース」「D コース」共通

株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 10%未満とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第 25 条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲」の第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取

引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象金融商品の指図範囲」の第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲」の第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第 26 条）

()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

投資する株式の範囲（約款第 23 条）

委託者が投資することを指図する株式は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第 28 条）

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 29 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

資金の借入れ（約款第 38 条）

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

運用の基本方針

約款第11条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国ドル建のMBS (Mortgage Backed Securities)、CMBS (Commercial Mortgage Backed Securities)、ABS (Asset Backed Securities)などの証券、およびこれらを担保として発行される証券（以上を総称して「アセットバック証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、一部米国国債、米国政府機関の発行した債券および米国ドル建以外のアセットバック証券に投資する場合もあります。

(2) 投資態度

主として米国ドル建のアセットバック証券に分散投資し、高収益の獲得およびリスクの分散を図ることを目指します。

運用にあたっては、アセットバック証券の独特なリターン特性やリスク特性の分析に基づき、主要な3つのセクター（MBS、CMBS、ABS）への資産配分、個別投資銘柄選定、デュレーションマネージメントを行ない、アクティブに運用することを基本とします。

アセットバック証券等への投資割合は、原則として高位とします。

A格相当以上の長期格付を有していない（格付が公表されていないものを含む。）アセットバック証券への投資も行ないます。

投資適格格付未満のアセットバック証券への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。米国ドル建以外の外貨建資産については、原則として当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行ないます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) に当ファンドのアセットバック証券および米国公社債（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行なしたものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内

とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。

他の債券と同様、アセットバック証券の価格は、通常金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っております。各ファンドは実質的にアセットバック証券に投資を行ないますので、金利変動の影響を受けます（ただし、一部のアセットバック証券では、金利が上昇すれば価格が上昇し、金利が低下すれば下落するなどの特性を持った証券があります。）

また、各ファンドは一部相対的に格付の低いアセットバック証券へも投資を行ないますが、こうした証券は、格付の高い債券に比べ、信用状況の変化の影響を大きく受けることが考えられます。

[為替変動リスク]

「Dコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

「Cコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

[期限前償還リスク]

アセットバック証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借り替えが増加すると考えられます。ローンの期限前返済が増加するのに伴ない、アセットバック証券の期限前償還（元本の一部が満期前に償還されること）も増加することになります。期限前償還は金利要因のほかにも様々な要因によって変化すると考えられます。期限前償還の変化によるアセットバック証券の価格変動は、個々のアセットバック証券の種類や特性によって様々であり、一様ではありません。また、アセットバック証券の一部には仕組み上、期限前償還が抑えられているものもあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない

い場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは平成 30 年 6 月 7 日に信託を終了（繰上償還）することとなる場合、当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下していきます。

また、信託を終了しないこととなる場合には、少額の運用資産額で運用を継続することが困難なため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

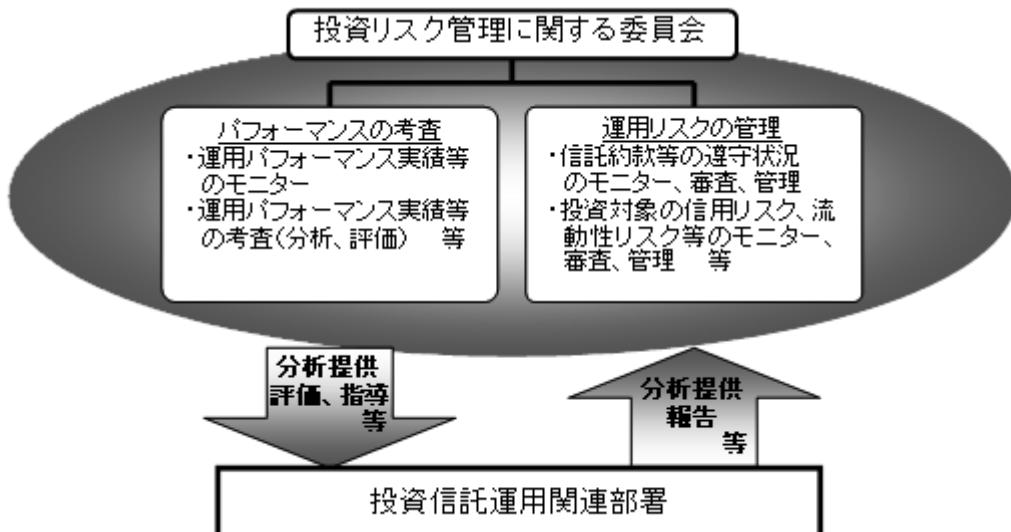
パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



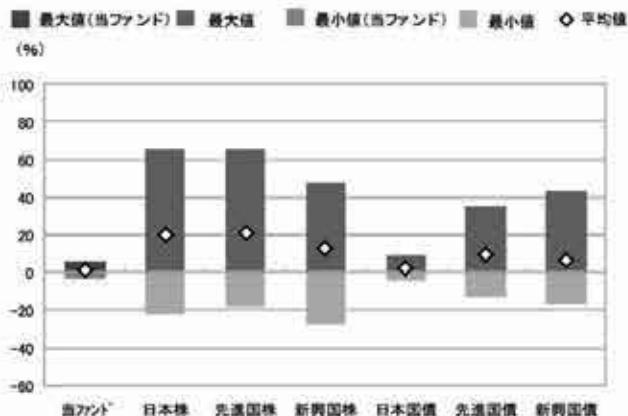
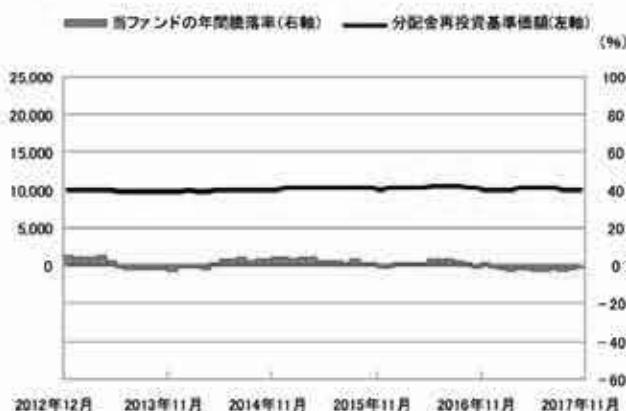
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

(2012年12月末～2017年11月末：月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Cコース



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	5.5	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(%)	△ 3.4	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	0.8	20.3	21.4	12.5	2.3	9.3	6.8

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2012年12月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2012年12月から2017年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

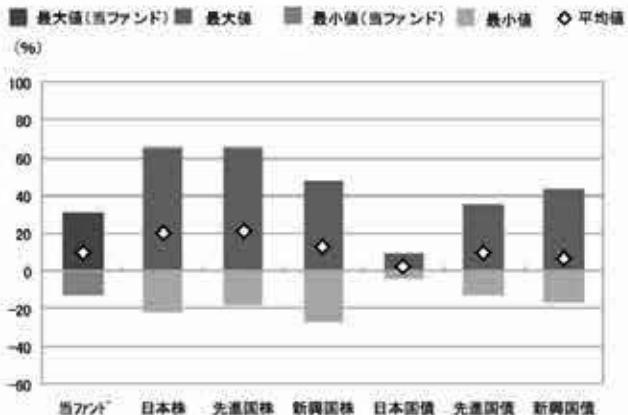
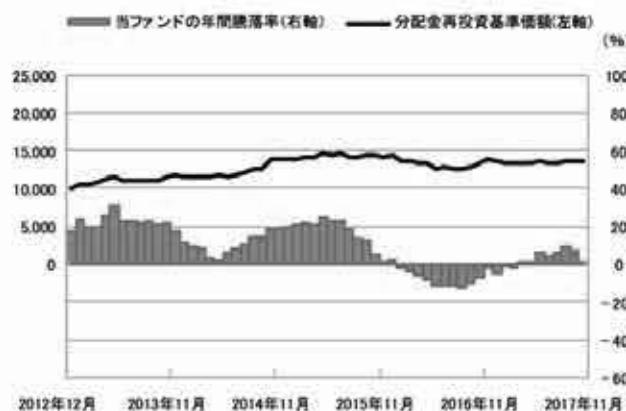
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2012年12月から2017年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●Dコース



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	30.8	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(%)	△ 12.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	9.3	20.3	21.4	12.5	2.3	9.3	6.8

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2012年12月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2012年12月から2017年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2012年12月から2017年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指標＞

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指標の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)…「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指標」とよびます)についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられます。JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受け人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJP. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)、「指標スponサー」は、指標に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保証または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スponサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スponサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スponサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スponサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA、JP SL、JP. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.08%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜1.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 110.16(税抜年 10,000 分の 102)の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 10,000 分の 57	年 10,000 分の 40	年 10,000 分の 5

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、「アセットバック証券オープンマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「アセットバック証券オープンマザーファンド」を投資対象とする追加型証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、当該投資信託の信託報酬支払いのとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

<平均純資産総額>	<率>
500 億円以下の部分	年 10,000 分の 23
500 億円超 750 億円以下の部分	年 10,000 分の 18
750 億円超の部分	年 10,000 分の 13

支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負

担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るために、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ <u>特定公社債</u> ^(注1) の利子 ・ <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金	<u>特定公社債</u> 、 <u>公募公社債投資信託</u> 、 <u>上場株式</u> 、 <u>公募株式投資信託</u> の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・ <u>公募株式投資信託</u> の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び

譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収 が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行なわれます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

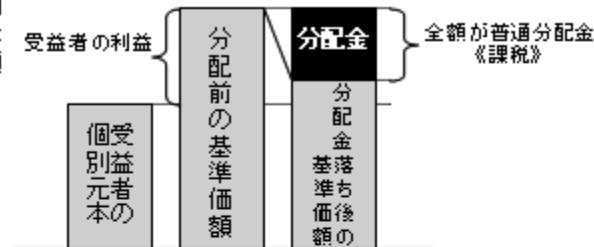
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

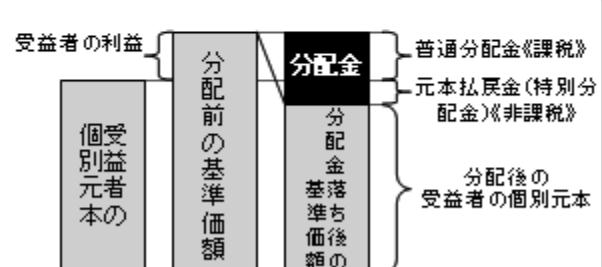
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

- ①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



- ②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（平成 29 年 11 月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成 29 年 11 月 30 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

アセットバック証券オープン C コース

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	490,593,458	100.04
現金・預金・その他資産（負債控除後）		240,623	0.04
合計（純資産総額）		490,352,835	100.00

アセットバック証券オープン D コース

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	979,124,624	99.13
現金・預金・その他資産（負債控除後）		8,532,104	0.86
合計（純資産総額）		987,656,728	100.00

（参考）アセットバック証券オープンマザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	47,411,282	3.22
外国証券（A B S）	アメリカ	113,585,450	7.72
外国証券（M B S）	アメリカ	643,790,763	43.80
外国証券（C M B S）	アメリカ	630,472,807	42.89
現金・預金・その他資産（負債控除後）		34,473,357	2.34
合計（純資産総額）		1,469,733,659	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

アセットバック証券オープン C コース

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アセットバック証券オープンマザーファンド	206,331,101	2.4318	501,755,972	2.3777	490,593,458	100.04

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04
合 計	100.04

アセットバック証券オープンDコース

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アセットバック証券オープンマザーファンド	411,794,854	2.4318	1,001,402,725	2.3777	979,124,624	99.13

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.13
合 計	99.13

(参考)アセットバック証券オープンマザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	外国証券 (MBS)	FHMS K033 A2	4,272,000	11,641.25	497,314,624	11,546.22	493,254,673	3.06	2023/7/25	33.56
2	アメリカ	外国証券 (CMB S)	FHMS K720 A2	2,000,000	11,484.04	229,680,987	11,371.73	227,434,653	2.716	2022/6/25	15.47
3	アメリカ	外国証券 (CMB S)	FHMS K725 A2	1,490,000	11,540.71	171,956,624	11,494.28	171,264,797	3.002	2024/1/25	11.65
4	アメリカ	外国証券 (MBS)	FN AS1317	825,699.43	11,887.38	98,154,065	11,830.59	97,685,148	4	2043/12/1	6.64
5	アメリカ	外国証券 (CMB S)	FHMS K065 A2	510,000	11,540.79	58,858,036	11,533.36	58,820,154	3.243	2027/4/25	4.00
6	アメリカ	外国証券 (ABS)	WFNMT 2015-B A	500,000	11,390.22	56,951,149	11,275.98	56,379,918	2.55	2024/6/17	3.83
7	アメリカ	外国証券 (ABS)	WFNMT 2016-A A	500,000	11,096.17	55,480,880	11,029.81	55,149,072	2.03	2025/4/15	3.75
8	アメリカ	外国証券 (CMB S)	JPMCC 2012-C6 A3	440,103.58	11,721.55	51,586,963	11,592.22	51,017,776	3.5074	2045/5/15	3.47
9	アメリカ	外国証券 (MBS)	FHMS K040 A1	437,459.09	11,460.47	50,134,885	11,383.42	49,797,808	2.768	2024/4/25	3.38
10	アメリカ	外国証券 (CMB S)	JPMCC 2010-C2 A3	400,000	11,811.05	47,244,215	11,641.44	46,565,770	4.0698	2043/11/15	3.16
11	アメリカ	外国証券 (CMB S)	FHLMC MULTIFAMILY STRUCT	350,000	11,675.61	40,864,635	11,517.47	40,311,162	3.13	2021/6/25	2.74
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	285,000	11,284.55	32,160,983	11,197.12	31,911,793	2.375	2027/5/15	2.17
13	アメリカ	外国証券 (CMB S)	JP MORGAN CHAS CMMRCI 10	73,835,000	40.24	29,718,204	36.58	27,016,173	0.0648	2046/12/15	1.83
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	140,000	11,085.09	15,519,130	11,071.06	15,499,489	2.25	2027/8/15	1.05
15	アメリカ	外国証券 (CMB S)	MORGAN STANLEY BAML TRUS	45,000	12,148.66	5,466,900	11,943.63	5,374,636	4.90056	2046/11/15	0.36
16	アメリカ	外国証券 (CMB S)	JPMCC 2002-C1B4 C	23,691.53	11,304.71	2,678,261	11,260.08	2,667,686	6.45	2034/5/12	0.18
17	アメリカ	外国証券 (MBS)	GNMA 30YR 589197	16,781.23	12,603.37	2,115,002	12,455.04	2,090,110	6.5	2032/8/15	0.14
18	アメリカ	外国証券 (ABS)	SBAP 1998-20F 1	18,213.78	11,373.07	2,071,466	11,290.68	2,056,460	6.3	2018/6/1	0.13

19	アメリカ	外国証券 (M B S)	GNMA 364408	3,976.53	12,603.37	501,177	12,455.02	495,278	6.5	2023/11/15	0.03
20	アメリカ	外国証券 (M B S)	BSARM 04-7 4A	4,184.72	11,146.71	466,459	11,177.47	467,746	3.799346	2034/10/25	0.03

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	3.22
外国証券 (A B S)	7.72
外国証券 (M B S)	43.80
外国証券 (C M B S)	42.89
合 計	97.65

【投資不動産物件】

アセットバック証券オープンCコース

該当事項はありません。

アセットバック証券オープンDコース

該当事項はありません。

(参考)アセットバック証券オープンマザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

アセットバック証券オープンCコース

該当事項はありません。

アセットバック証券オープンDコース

該当事項はありません。

(参考)アセットバック証券オープンマザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

アセットバック証券オープンCコース

平成29年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)	1口当たり純資産額(円)
--	------------	--------------

		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 13 特定期間	(2008 年 5 月 7 日)	2,408	2,413	0.9541	0.9557
第 14 特定期間	(2008 年 11 月 5 日)	1,907	1,911	0.8993	0.9012
第 15 特定期間	(2009 年 5 月 7 日)	1,739	1,744	0.8922	0.8946
第 16 特定期間	(2009 年 11 月 5 日)	1,624	1,628	0.8991	0.9013
第 17 特定期間	(2010 年 5 月 6 日)	1,523	1,527	0.9084	0.9106
第 18 特定期間	(2010 年 11 月 5 日)	1,345	1,348	0.9489	0.9509
第 19 特定期間	(2011 年 5 月 6 日)	1,158	1,160	0.9240	0.9260
第 20 特定期間	(2011 年 11 月 7 日)	1,073	1,075	0.9548	0.9568
第 21 特定期間	(2012 年 5 月 7 日)	966	968	0.9612	0.9632
第 22 特定期間	(2012 年 11 月 5 日)	896	898	0.9844	0.9864
第 23 特定期間	(2013 年 5 月 7 日)	831	833	0.9749	0.9769
第 24 特定期間	(2013 年 11 月 5 日)	791	793	0.9395	0.9415
第 25 特定期間	(2014 年 5 月 7 日)	737	739	0.9379	0.9399
第 26 特定期間	(2014 年 11 月 5 日)	712	713	0.9415	0.9435
第 27 特定期間	(2015 年 5 月 7 日)	687	688	0.9401	0.9421
第 28 特定期間	(2015 年 11 月 5 日)	665	667	0.9311	0.9331
第 29 特定期間	(2016 年 5 月 6 日)	610	611	0.9390	0.9410
第 30 特定期間	(2016 年 11 月 7 日)	574	574	0.9314	0.9324
第 31 特定期間	(2017 年 5 月 8 日)	526	526	0.8991	0.9001
第 32 特定期間	(2017 年 11 月 6 日)	494	494	0.8925	0.8935
	2016 年 11 月末日	559		0.9110	
	12 月末日	553		0.9022	
	2017 年 1 月末日	551		0.9005	
	2 月末日	549		0.9011	
	3 月末日	540		0.8971	
	4 月末日	527		0.9013	
	5 月末日	525		0.9041	
	6 月末日	515		0.9000	
	7 月末日	511		0.8995	
	8 月末日	509		0.9038	
	9 月末日	496		0.8957	
	10 月末日	494		0.8930	
	11 月末日	490		0.8887	

アセットバック証券オープンDコース

平成 29 年 11 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)	1 口当たり純資産額(円)

		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 13 特定期間	(2008 年 5 月 7 日)	5,734	5,754	0.7730	0.7757
第 14 特定期間	(2008 年 11 月 5 日)	4,569	4,585	0.6918	0.6942
第 15 特定期間	(2009 年 5 月 7 日)	4,091	4,104	0.6812	0.6834
第 16 特定期間	(2009 年 11 月 5 日)	3,340	3,349	0.6332	0.6349
第 17 特定期間	(2010 年 5 月 6 日)	3,135	3,143	0.6605	0.6623
第 18 特定期間	(2010 年 11 月 5 日)	2,383	2,389	0.5998	0.6013
第 19 特定期間	(2011 年 5 月 6 日)	2,111	2,117	0.5797	0.5812
第 20 特定期間	(2011 年 11 月 7 日)	1,903	1,908	0.5819	0.5834
第 21 特定期間	(2012 年 5 月 7 日)	1,747	1,751	0.5989	0.6004
第 22 特定期間	(2012 年 11 月 5 日)	1,585	1,589	0.6175	0.6190
第 23 特定期間	(2013 年 5 月 7 日)	1,782	1,786	0.7498	0.7513
第 24 特定期間	(2013 年 11 月 5 日)	1,583	1,586	0.7204	0.7219
第 25 特定期間	(2014 年 5 月 7 日)	1,448	1,451	0.7422	0.7437
第 26 特定期間	(2014 年 11 月 5 日)	1,520	1,523	0.8334	0.8349
第 27 特定期間	(2015 年 5 月 7 日)	1,468	1,470	0.8766	0.8781
第 28 特定期間	(2015 年 11 月 5 日)	1,402	1,404	0.8888	0.8903
第 29 特定期間	(2016 年 5 月 6 日)	1,185	1,187	0.8013	0.8028
第 30 特定期間	(2016 年 11 月 7 日)	1,106	1,109	0.7724	0.7739
第 31 特定期間	(2017 年 5 月 8 日)	1,122	1,124	0.8116	0.8131
第 32 特定期間	(2017 年 11 月 6 日)	1,011	1,013	0.8196	0.8211
	2016 年 11 月末日	1,162		0.8163	
	12 月末日	1,174		0.8370	
	2017 年 1 月末日	1,145		0.8189	
	2 月末日	1,131		0.8111	
	3 月末日	1,116		0.8058	
	4 月末日	1,111		0.8037	
	5 月末日	1,105		0.8043	
	6 月末日	1,106		0.8082	
	7 月末日	1,038		0.7967	
	8 月末日	1,042		0.8015	
	9 月末日	1,047		0.8106	
	10 月末日	1,002		0.8121	
	11 月末日	987		0.8010	

【分配の推移】

アセットバック証券オープン C コース

	計算期間	1口当たりの分配金
第13特定期間	2007年11月6日～2008年5月7日	0.0071円
第14特定期間	2008年5月8日～2008年11月5日	0.0091円
第15特定期間	2008年11月6日～2009年5月7日	0.0142円
第16特定期間	2009年5月8日～2009年11月5日	0.0137円
第17特定期間	2009年11月6日～2010年5月6日	0.0136円
第18特定期間	2010年5月7日～2010年11月5日	0.0118円
第19特定期間	2010年11月6日～2011年5月6日	0.0120円
第20特定期間	2011年5月7日～2011年11月7日	0.0120円
第21特定期間	2011年11月8日～2012年5月7日	0.0120円
第22特定期間	2012年5月8日～2012年11月5日	0.0120円
第23特定期間	2012年11月6日～2013年5月7日	0.0120円
第24特定期間	2013年5月8日～2013年11月5日	0.0120円
第25特定期間	2013年11月6日～2014年5月7日	0.0120円
第26特定期間	2014年5月8日～2014年11月5日	0.0120円
第27特定期間	2014年11月6日～2015年5月7日	0.0120円
第28特定期間	2015年5月8日～2015年11月5日	0.0120円
第29特定期間	2015年11月6日～2016年5月6日	0.0120円
第30特定期間	2016年5月7日～2016年11月7日	0.0070円
第31特定期間	2016年11月8日～2017年5月8日	0.0060円
第32特定期間	2017年5月9日～2017年11月6日	0.0060円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

アセットバック証券オープンDコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第13特定期間	2007年11月6日～2008年5月7日	0.0163円
第14特定期間	2008年5月8日～2008年11月5日	0.0154円
第15特定期間	2008年11月6日～2009年5月7日	0.0133円
第16特定期間	2009年5月8日～2009年11月5日	0.0110円
第17特定期間	2009年11月6日～2010年5月6日	0.0104円
第18特定期間	2010年5月7日～2010年11月5日	0.0093円
第19特定期間	2010年11月6日～2011年5月6日	0.0090円
第20特定期間	2011年5月7日～2011年11月7日	0.0090円
第21特定期間	2011年11月8日～2012年5月7日	0.0090円
第22特定期間	2012年5月8日～2012年11月5日	0.0090円
第23特定期間	2012年11月6日～2013年5月7日	0.0090円
第24特定期間	2013年5月8日～2013年11月5日	0.0090円
第25特定期間	2013年11月6日～2014年5月7日	0.0090円
第26特定期間	2014年5月8日～2014年11月5日	0.0090円

第 27 特定期間	2014 年 11 月 6 日～2015 年 5 月 7 日	0.0090 円
第 28 特定期間	2015 年 5 月 8 日～2015 年 11 月 5 日	0.0090 円
第 29 特定期間	2015 年 11 月 6 日～2016 年 5 月 6 日	0.0090 円
第 30 特定期間	2016 年 5 月 7 日～2016 年 11 月 7 日	0.0090 円
第 31 特定期間	2016 年 11 月 8 日～2017 年 5 月 8 日	0.0090 円
第 32 特定期間	2017 年 5 月 9 日～2017 年 11 月 6 日	0.0090 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

アセットバック証券オープン C コース

	計算期間	収益率
第 13 特定期間	2007 年 11 月 6 日～2008 年 5 月 7 日	3.1%
第 14 特定期間	2008 年 5 月 8 日～2008 年 11 月 5 日	4.8%
第 15 特定期間	2008 年 11 月 6 日～2009 年 5 月 7 日	0.8%
第 16 特定期間	2009 年 5 月 8 日～2009 年 11 月 5 日	2.3%
第 17 特定期間	2009 年 11 月 6 日～2010 年 5 月 6 日	2.5%
第 18 特定期間	2010 年 5 月 7 日～2010 年 11 月 5 日	5.8%
第 19 特定期間	2010 年 11 月 6 日～2011 年 5 月 6 日	1.4%
第 20 特定期間	2011 年 5 月 7 日～2011 年 11 月 7 日	4.6%
第 21 特定期間	2011 年 11 月 8 日～2012 年 5 月 7 日	1.9%
第 22 特定期間	2012 年 5 月 8 日～2012 年 11 月 5 日	3.7%
第 23 特定期間	2012 年 11 月 6 日～2013 年 5 月 7 日	0.3%
第 24 特定期間	2013 年 5 月 8 日～2013 年 11 月 5 日	2.4%
第 25 特定期間	2013 年 11 月 6 日～2014 年 5 月 7 日	1.1%
第 26 特定期間	2014 年 5 月 8 日～2014 年 11 月 5 日	1.7%
第 27 特定期間	2014 年 11 月 6 日～2015 年 5 月 7 日	1.1%
第 28 特定期間	2015 年 5 月 8 日～2015 年 11 月 5 日	0.3%
第 29 特定期間	2015 年 11 月 6 日～2016 年 5 月 6 日	2.1%
第 30 特定期間	2016 年 5 月 7 日～2016 年 11 月 7 日	0.1%
第 31 特定期間	2016 年 11 月 8 日～2017 年 5 月 8 日	2.8%
第 32 特定期間	2017 年 5 月 9 日～2017 年 11 月 6 日	0.1%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 衔目を四捨五入し、小数点以下 1 衔目まで表示しております。

アセットバック証券オープン D コース

	計算期間	収益率
第 13 特定期間	2007 年 11 月 6 日～2008 年 5 月 7 日	9.5%

第 14 特定期間	2008 年 5 月 8 日 ~ 2008 年 11 月 5 日	8.5%
第 15 特定期間	2008 年 11 月 6 日 ~ 2009 年 5 月 7 日	0.4%
第 16 特定期間	2009 年 5 月 8 日 ~ 2009 年 11 月 5 日	5.4%
第 17 特定期間	2009 年 11 月 6 日 ~ 2010 年 5 月 6 日	6.0%
第 18 特定期間	2010 年 5 月 7 日 ~ 2010 年 11 月 5 日	7.8%
第 19 特定期間	2010 年 11 月 6 日 ~ 2011 年 5 月 6 日	1.9%
第 20 特定期間	2011 年 5 月 7 日 ~ 2011 年 11 月 7 日	1.9%
第 21 特定期間	2011 年 11 月 8 日 ~ 2012 年 5 月 7 日	4.5%
第 22 特定期間	2012 年 5 月 8 日 ~ 2012 年 11 月 5 日	4.6%
第 23 特定期間	2012 年 11 月 6 日 ~ 2013 年 5 月 7 日	22.9%
第 24 特定期間	2013 年 5 月 8 日 ~ 2013 年 11 月 5 日	2.7%
第 25 特定期間	2013 年 11 月 6 日 ~ 2014 年 5 月 7 日	4.3%
第 26 特定期間	2014 年 5 月 8 日 ~ 2014 年 11 月 5 日	13.5%
第 27 特定期間	2014 年 11 月 6 日 ~ 2015 年 5 月 7 日	6.3%
第 28 特定期間	2015 年 5 月 8 日 ~ 2015 年 11 月 5 日	2.4%
第 29 特定期間	2015 年 11 月 6 日 ~ 2016 年 5 月 6 日	8.8%
第 30 特定期間	2016 年 5 月 7 日 ~ 2016 年 11 月 7 日	2.5%
第 31 特定期間	2016 年 11 月 8 日 ~ 2017 年 5 月 8 日	6.2%
第 32 特定期間	2017 年 5 月 9 日 ~ 2017 年 11 月 6 日	2.1%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の收益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 衔目を四捨五入し、小数点以下 1 衔目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

アセットバック証券オープン C コース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 13 特定期間	2007 年 11 月 6 日 ~ 2008 年 5 月 7 日	360,000	487,210,000	2,524,760,000
第 14 特定期間	2008 年 5 月 8 日 ~ 2008 年 11 月 5 日	310,000	404,150,000	2,120,920,000
第 15 特定期間	2008 年 11 月 6 日 ~ 2009 年 5 月 7 日	23,360,000	194,150,000	1,950,130,000
第 16 特定期間	2009 年 5 月 8 日 ~ 2009 年 11 月 5 日	1,860,000	145,410,000	1,806,580,000
第 17 特定期間	2009 年 11 月 6 日 ~ 2010 年 5 月 6 日	20,000	129,560,000	1,677,040,000
第 18 特定期間	2010 年 5 月 7 日 ~ 2010 年 11 月 5 日	850,000	259,950,000	1,417,940,000
第 19 特定期間	2010 年 11 月 6 日 ~ 2011 年 5 月 6 日	2,200,000	166,460,000	1,253,680,000
第 20 特定期間	2011 年 5 月 7 日 ~ 2011 年 11 月 7 日	2,930,000	132,540,000	1,124,070,000
第 21 特定期間	2011 年 11 月 8 日 ~ 2012 年 5 月 7 日	4,430,000	123,030,000	1,005,470,000
第 22 特定期間	2012 年 5 月 8 日 ~ 2012 年 11 月 5 日	8,510,000	103,570,000	910,410,000
第 23 特定期間	2012 年 11 月 6 日 ~ 2013 年 5 月 7 日	770,000	57,800,000	853,380,000
第 24 特定期間	2013 年 5 月 8 日 ~ 2013 年 11 月 5 日	680,000	11,660,000	842,400,000
第 25 特定期間	2013 年 11 月 6 日 ~ 2014 年 5 月 7 日	10,000	56,040,000	786,370,000

第 26 特定期間	2014 年 5 月 8 日～2014 年 11 月 5 日	909,713	30,720,000	756,559,713
第 27 特定期間	2014 年 11 月 6 日～2015 年 5 月 7 日		25,730,000	730,829,713
第 28 特定期間	2015 年 5 月 8 日～2015 年 11 月 5 日	5,040,000	20,880,000	714,989,713
第 29 特定期間	2015 年 11 月 6 日～2016 年 5 月 6 日	10,636	65,050,000	649,950,349
第 30 特定期間	2016 年 5 月 7 日～2016 年 11 月 7 日	653,583	34,120,000	616,483,932
第 31 特定期間	2016 年 11 月 8 日～2017 年 5 月 8 日	808,927	31,790,000	585,502,859
第 32 特定期間	2017 年 5 月 9 日～2017 年 11 月 6 日	826,334	32,610,000	553,719,193

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

アセットバック証券オープンDコース

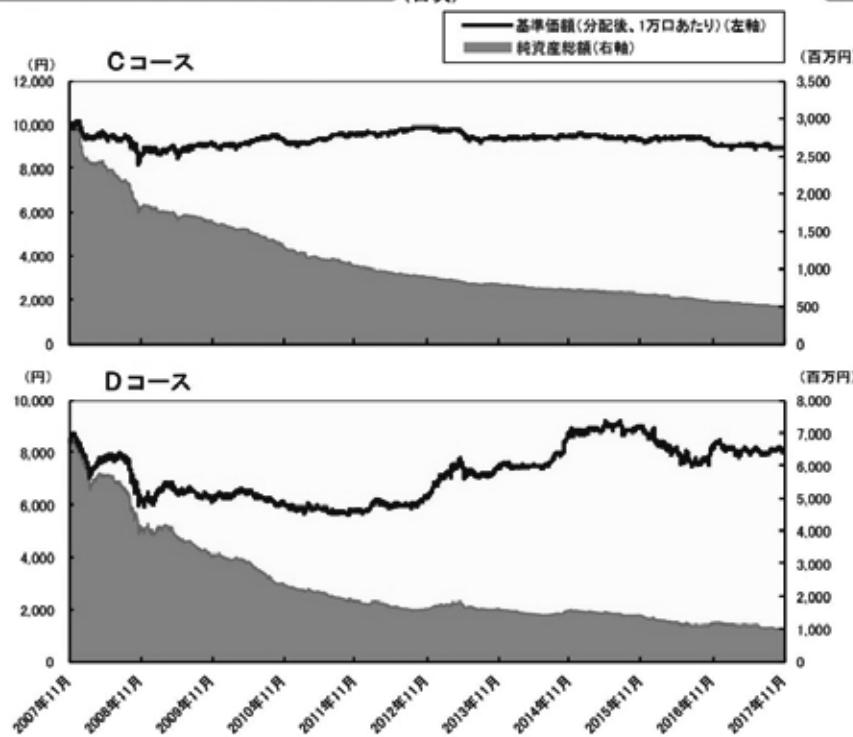
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 13 特定期間	2007 年 11 月 6 日～2008 年 5 月 7 日	38,830,000	652,080,000	7,418,760,000
第 14 特定期間	2008 年 5 月 8 日～2008 年 11 月 5 日	550,000	813,980,000	6,605,330,000
第 15 特定期間	2008 年 11 月 6 日～2009 年 5 月 7 日	2,520,000	601,100,000	6,006,750,000
第 16 特定期間	2009 年 5 月 8 日～2009 年 11 月 5 日	640,000	731,860,000	5,275,530,000
第 17 特定期間	2009 年 11 月 6 日～2010 年 5 月 6 日	840,000	529,670,000	4,746,700,000
第 18 特定期間	2010 年 5 月 7 日～2010 年 11 月 5 日	2,060,000	774,690,000	3,974,070,000
第 19 特定期間	2010 年 11 月 6 日～2011 年 5 月 6 日	330,000	331,130,000	3,643,270,000
第 20 特定期間	2011 年 5 月 7 日～2011 年 11 月 7 日	2,650,000	374,040,000	3,271,880,000
第 21 特定期間	2011 年 11 月 8 日～2012 年 5 月 7 日	630,000	355,040,000	2,917,470,000
第 22 特定期間	2012 年 5 月 8 日～2012 年 11 月 5 日	530,000	349,790,000	2,568,210,000
第 23 特定期間	2012 年 11 月 6 日～2013 年 5 月 7 日	430,000	191,190,000	2,377,450,000
第 24 特定期間	2013 年 5 月 8 日～2013 年 11 月 5 日	730,000	179,760,000	2,198,420,000
第 25 特定期間	2013 年 11 月 6 日～2014 年 5 月 7 日	350,000	246,670,000	1,952,100,000
第 26 特定期間	2014 年 5 月 8 日～2014 年 11 月 5 日	130,000	127,910,000	1,824,320,000
第 27 特定期間	2014 年 11 月 6 日～2015 年 5 月 7 日	976,538	150,328,942	1,674,967,596
第 28 特定期間	2015 年 5 月 8 日～2015 年 11 月 5 日	4,928,942	101,809,524	1,578,087,014
第 29 特定期間	2015 年 11 月 6 日～2016 年 5 月 6 日	6,619,503	105,926,680	1,478,779,837
第 30 特定期間	2016 年 5 月 7 日～2016 年 11 月 7 日	756,928	46,462,186	1,433,074,579
第 31 特定期間	2016 年 11 月 8 日～2017 年 5 月 8 日	1,036,380	51,550,938	1,382,560,021
第 32 特定期間	2017 年 5 月 9 日～2017 年 11 月 6 日	1,126,491	149,731,874	1,233,954,638

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

運用実績 (2017年11月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Cコース

2017年11月	10 円
2017年10月	10 円
2017年9月	10 円
2017年8月	10 円
2017年7月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	2,860 円

Dコース

2017年11月	15 円
2017年10月	15 円
2017年9月	15 円
2017年8月	15 円
2017年7月	15 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	3,872 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

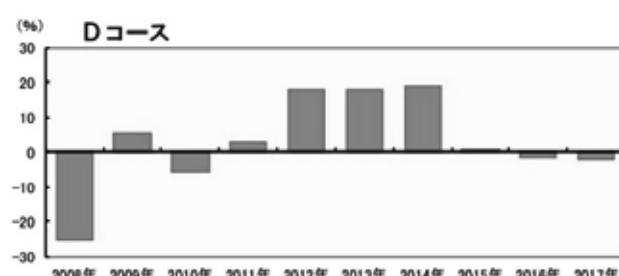
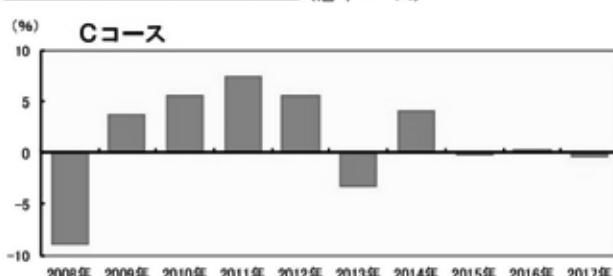
順位	銘柄	種類	投資比率(%)	
			Cコース	Dコース
1	FHMS K033 A2	外国証券(MBS)	33.6	33.3
2	FHMS K720 A2	外国証券(CMBS)	15.5	15.3
3	FHMS K725 A2	外国証券(CMBS)	11.7	11.5
4	FN AS1317	外国証券(MBS)	6.6	6.6
5	FHMS K065 A2	外国証券(CMBS)	4.0	4.0
6	WFNMT 2015-B A	外国証券(ABS)	3.8	3.8
7	WFNMT 2016-A A	外国証券(ABS)	3.8	3.7
8	JPMCC 2012-C6 A3	外国証券(CMBS)	3.5	3.4
9	FHMS K040 A1	外国証券(MBS)	3.4	3.4
10	JPMCC 2010-C2 A3	外国証券(CMBS)	3.2	3.1

実質的な証券種類別投資比率

種類	投資比率(%)	
	Cコース	Dコース
国債証券	3.2	3.2
外国証券(ABS)	7.7	7.7
外国証券(MBS)	43.8	43.4
外国証券(CMBS)	42.9	42.5

年間收益率の推移

(暦年ベース)



・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。

・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。取得申込の受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。

また、スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含む）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含む）の受付けを取り消す場合があります。

上記の買付のお申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

<申込手数料>

取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.08%(税抜1.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し

くは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後 3 時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を 1 口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1 日 1 件 10 億円を超える一部解約は行なえません。

また、別途、大口解約について、1 日 1 件 10 億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して 6 営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

3 【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で

除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
アセットバック証券	原則として、基準価額計算日における、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成14年3月1日設定)

[信託の終了]

各ファンドは平成30年6月7日に信託を終了(繰上償還)する予定です。

(4)【計算期間】

原則として毎月6日から翌月5日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他(a)ファンドの繰上償還条項等 等」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により「Cコース」および「Dコース」の受益権の口数を合計した口数が20億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるととき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- () 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- () 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年3月、9月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書の作成

委託者は、有価証券報告書を原則毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。

()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」(i) または「(e) 信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手続

() 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 カ月前までに当事者的一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。

() 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の 3 カ月前までに当事者的一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りである。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）か

ら起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

換金（解約）の単位

受益者は、受益権を 1 口単位または 1 円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3【ファンドの経理状況】

アセットバック証券オープンCコース

アセットバック証券オープンDコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成29年5月9日から平成29年11月6日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 12 月 22 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアセットバック証券オープン C コースの平成 29 年 5 月 9 日から平成 29 年 11 月 6 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットバック証券オープン C コースの平成 29 年 11 月 6 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、委託会社は、平成 29 年 11 月 9 日、信託約款第 50 条の規定に基づき当ファンドの繰上償還の手続きを進めることを決定した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【アセットバック証券オープンCコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成 29 年 5 月 8 日現在)	当期 (平成 29 年 11 月 6 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,323,224	5,022,971
親投資信託受益証券	530,328,425	504,688,603
未収入金	1,000,000	900,000
流動資産合計	536,651,649	510,611,574
資産合計	536,651,649	510,611,574
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,056,175	15,398,784
未払金	70,679	-
未払収益分配金	585,502	553,719
未払受託者報酬	26,142	23,403
未払委託者報酬	507,156	454,037
未払利息	9	5
その他未払費用	1,038	929
流動負債合計	10,246,701	16,430,877
負債合計	10,246,701	16,430,877
純資産の部		
元本等		
元本	585,502,859	553,719,193
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	59,097,911	59,538,496
(分配準備積立金)	183,684,494	176,312,896
元本等合計	526,404,948	494,180,697
純資産合計	526,404,948	494,180,697
負債純資産合計	536,651,649	510,611,574

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成 28 年 11 月 8 日 至 平成 29 年 5 月 8 日	当期 自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
営業収益		
有価証券売買等損益	38,881,604	13,560,178
為替差損益	52,133,534	11,044,681
営業収益合計	13,251,930	2,515,497
営業費用		
支払利息	1,211	1,142

受託者報酬	147,766	137,510
委託者報酬	2,866,626	2,667,671
その他費用	5,849	16,262
営業費用合計	3,021,452	2,822,585
営業利益又は営業損失()	16,273,382	307,088
経常利益又は経常損失()	16,273,382	307,088
当期純利益又は当期純損失()	16,273,382	307,088
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	29,011	15,995
期首剰余金又は期首次損金()	42,288,678	59,097,911
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,204,672	3,326,180
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,204,672	3,326,180
剰余金減少額又は欠損金増加額	77,579	84,530
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	77,579	84,530
分配金	3,633,933	3,391,142
期末剰余金又は期末欠損金()	59,097,911	59,538,496

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、平成 29 年 5 月 9 日から平成 29 年 11 月 6 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成 29 年 5 月 8 日現在	当期 平成 29 年 11 月 6 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 585,502,859 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 553,719,193 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額
元本の欠損 59,097,911 円	元本の欠損 59,538,496 円
3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.8991 円 (10,000 口当たり純資産額) (8,991 円)	3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.8925 円 (10,000 口当たり純資産額) (8,925 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成 28 年 11 月 8 日	当期 自 平成 29 年 5 月 9 日
--------------------------	-------------------------

至 平成 29 年 5 月 8 日			至 平成 29 年 11 月 6 日																																																														
1. 運用の外部委託費用			1. 運用の外部委託費用																																																														
当ファンドの主要投資対象であるアセットバック証券オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用			当ファンドの主要投資対象であるアセットバック証券オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用																																																														
なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。			なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。																																																														
支払金額 1,922,487 円			支払金額 1,793,694 円																																																														
2. 分配金の計算過程			2. 分配金の計算過程																																																														
平成 28 年 11 月 8 日から平成 28 年 12 月 5 日まで			平成 29 年 5 月 9 日から平成 29 年 6 月 5 日まで																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>903,315 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>24,788,949 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>191,078,612 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>216,770,876 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>614,455,942 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>3,527 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>614,455 円</td></tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	903,315 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	24,788,949 円	分配準備積立金額	D	191,078,612 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,770,876 円	当ファンドの期末残存口数	F	614,455,942 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,527 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円	収益分配金額	I=F × H/10,000	614,455 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,365,453 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>23,584,463 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>182,210,130 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>207,160,046 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>580,886,216 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>3,566 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>580,886 円</td></tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,365,453 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	23,584,463 円	分配準備積立金額	D	182,210,130 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	207,160,046 円	当ファンドの期末残存口数	F	580,886,216 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,566 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円	収益分配金額	I=F × H/10,000	580,886 円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	903,315 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																															
収益調整金額	C	24,788,949 円																																																															
分配準備積立金額	D	191,078,612 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,770,876 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	614,455,942 口																																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,527 円																																																															
10,000 口当たり分配金額	H	10 円																																																															
収益分配金額	I=F × H/10,000	614,455 円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	1,365,453 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																															
収益調整金額	C	23,584,463 円																																																															
分配準備積立金額	D	182,210,130 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	207,160,046 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	580,886,216 口																																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,566 円																																																															
10,000 口当たり分配金額	H	10 円																																																															
収益分配金額	I=F × H/10,000	580,886 円																																																															
平成 28 年 12 月 6 日から平成 29 年 1 月 5 日まで			平成 29 年 6 月 6 日から平成 29 年 7 月 5 日まで																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>891,875 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>24,781,589 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>191,055,445 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>216,728,909 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>613,539,781 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>3,532 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>613,539 円</td></tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	891,875 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	24,781,589 円	分配準備積立金額	D	191,055,445 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,728,909 円	当ファンドの期末残存口数	F	613,539,781 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,532 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円	収益分配金額	I=F × H/10,000	613,539 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>875,375 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>23,290,710 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>180,461,646 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>204,627,731 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>572,876,529 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>3,571 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>572,876 円</td></tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	875,375 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	23,290,710 円	分配準備積立金額	D	180,461,646 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	204,627,731 円	当ファンドの期末残存口数	F	572,876,529 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,571 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円	収益分配金額	I=F × H/10,000	572,876 円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	891,875 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																															
収益調整金額	C	24,781,589 円																																																															
分配準備積立金額	D	191,055,445 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,728,909 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	613,539,781 口																																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,532 円																																																															
10,000 口当たり分配金額	H	10 円																																																															
収益分配金額	I=F × H/10,000	613,539 円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	875,375 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																															
収益調整金額	C	23,290,710 円																																																															
分配準備積立金額	D	180,461,646 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	204,627,731 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	572,876,529 口																																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,571 円																																																															
10,000 口当たり分配金額	H	10 円																																																															
収益分配金額	I=F × H/10,000	572,876 円																																																															
平成 29 年 1 月 6 日から平成 29 年 2 月 6 日まで			平成 29 年 7 月 6 日から平成 29 年 8 月 7 日まで																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>890,008 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>24,774,000 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>191,024,530 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>216,688,538 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>612,632,426 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>3,536 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>612,632 円</td></tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	890,008 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	24,774,000 円	分配準備積立金額	D	191,024,530 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,688,538 円	当ファンドの期末残存口数	F	612,632,426 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,536 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円	収益分配金額	I=F × H/10,000	612,632 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,109,254 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>23,023,807 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>178,432,695 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>202,565,756 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>565,527,940 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>3,581 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>565,527 円</td></tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,109,254 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	23,023,807 円	分配準備積立金額	D	178,432,695 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	202,565,756 円	当ファンドの期末残存口数	F	565,527,940 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,581 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円	収益分配金額	I=F × H/10,000	565,527 円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	890,008 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																															
収益調整金額	C	24,774,000 円																																																															
分配準備積立金額	D	191,024,530 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,688,538 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	612,632,426 口																																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,536 円																																																															
10,000 口当たり分配金額	H	10 円																																																															
収益分配金額	I=F × H/10,000	612,632 円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	1,109,254 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																															
収益調整金額	C	23,023,807 円																																																															
分配準備積立金額	D	178,432,695 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	202,565,756 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	565,527,940 口																																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,581 円																																																															
10,000 口当たり分配金額	H	10 円																																																															
収益分配金額	I=F × H/10,000	565,527 円																																																															
平成 29 年 2 月 7 日から平成 29 年 3 月 6 日まで			平成 29 年 8 月 8 日から平成 29 年 9 月 5 日まで																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>748,582 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>24,469,093 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>188,966,329 円</td></tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	748,582 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	24,469,093 円	分配準備積立金額	D	188,966,329 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,128,840 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>22,958,206 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>178,333,016 円</td></tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,128,840 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	22,958,206 円	分配準備積立金額	D	178,333,016 円																														
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	748,582 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																															
収益調整金額	C	24,469,093 円																																																															
分配準備積立金額	D	188,966,329 円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	1,128,840 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																															
収益調整金額	C	22,958,206 円																																																															
分配準備積立金額	D	178,333,016 円																																																															

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	214,184,004 円
当ファンドの期末残存口数	F	605,092,426 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,539 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	605,092 円

平成 29 年 3 月 7 日から平成 29 年 4 月 5 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,254,877 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	24,401,606 円
分配準備積立金額	D	188,344,057 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	214,000,540 円
当ファンドの期末残存口数	F	602,713,908 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,550 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	602,713 円

平成 29 年 4 月 6 日から平成 29 年 5 月 8 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	653,744 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	23,732,876 円
分配準備積立金額	D	183,616,252 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	208,002,872 円
当ファンドの期末残存口数	F	585,502,859 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,552 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	585,502 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	202,420,062 円
当ファンドの期末残存口数	F	563,527,940 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,592 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	563,527 円

平成 29 年 9 月 6 日から平成 29 年 10 月 5 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	800,450 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	22,702,649 円
分配準備積立金額	D	175,982,785 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	199,485,884 円
当ファンドの期末残存口数	F	554,607,285 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,596 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	554,607 円

平成 29 年 10 月 6 日から平成 29 年 11 月 6 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	953,135 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	22,702,370 円
分配準備積立金額	D	175,913,480 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	199,568,985 円
当ファンドの期末残存口数	F	553,719,193 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,604 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	553,719 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成 28 年 11 月 8 日 至 平成 29 年 5 月 8 日	当期 自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記) の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用してあります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。	
市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成 29 年 5 月 8 日現在	当期 平成 29 年 11 月 6 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成 28 年 11 月 8 日 至 平成 29 年 5 月 8 日	当期 自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

当期 自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
当ファンドの信託期間は原則として無期限としておりましたが、委託会社は、平成 29 年 11 月 9 日、信託約款第 50 条の規定に基づき当ファンドの繰上償還の手続きを進めることを決定いたしました。今後、法令・規則に則った手続きを経て平成 30 年 6 月 7 日に繰上償還される予定です。

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成 28 年 11 月 8 日 至 平成 29 年 5 月 8 日	当期 自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
期首元本額 616,483,932 円	期首元本額 585,502,859 円
期中追加設定元本額 808,927 円	期中追加設定元本額 826,334 円
期中一部解約元本額 31,790,000 円	期中一部解約元本額 32,610,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成 28 年 11 月 8 日	当期 自 平成 29 年 5 月 9 日

	至 平成 29 年 5 月 8 日	至 平成 29 年 11 月 6 日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	10,773,661	7,927,915
合計	10,773,661	7,927,915

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	前期(平成 29 年 5 月 8 日現在)			当期(平成 29 年 11 月 6 日現在)		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
				うち 1 年 超		
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
売建	505,917,335	-	514,973,510	9,056,175	475,185,366	-
米ドル	505,917,335	-	514,973,510	9,056,175	475,185,366	-
合計	505,917,335	-	514,973,510	9,056,175	475,185,366	-
					490,584,150	15,398,784
					490,584,150	15,398,784
					490,584,150	15,398,784

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(平成 29 年 11 月 6 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成 29 年 11 月 6 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アセットパック証券オープンマザーファンド	207,537,052	504,688,603	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 102.1%	207,537,052	504,688,603	100.0%
	合計			504,688,603	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 12 月 22 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアセットバック証券オープン D コースの平成 29 年 5 月 9 日から平成 29 年 11 月 6 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットバック証券オープン D コースの平成 29 年 11 月 6 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、委託会社は、平成 29 年 11 月 9 日、信託約款第 50 条の規定に基づき当ファンドの繰上償還の手続きを進めることを決定した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【アセットバック証券オープンDコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成 29 年 5 月 8 日現在)	当期 (平成 29 年 11 月 6 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,413,137	10,009,514
親投資信託受益証券	1,111,033,006	1,001,402,725
未収入金	3,800,000	2,800,000
流動資産合計	1,125,246,143	1,014,212,239
資産合計	1,125,246,143	1,014,212,239
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,073,840	1,850,931
未払受託者報酬	53,866	47,864
未払委託者報酬	1,044,984	928,520
未払利息	18	11
その他未払費用	2,145	1,904
流動負債合計	3,174,853	2,829,230
負債合計	3,174,853	2,829,230
純資産の部		
元本等		
元本	1,382,560,021	1,233,954,638
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	260,488,731	222,571,629
(分配準備積立金)	140,179,819	128,328,204
元本等合計	1,122,071,290	1,011,383,009
純資産合計		
負債純資産合計	1,125,246,143	1,014,212,239

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成 28 年 11 月 8 日 至 平成 29 年 5 月 8 日	当期 自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
営業収益		
有価証券売買等損益	74,915,399	26,369,719
営業収益合計	74,915,399	26,369,719
営業費用		
支払利息	2,533	2,464
受託者報酬	306,809	286,754
委託者報酬	5,951,929	5,562,984
その他費用	12,211	11,402

営業費用合計	6,273,482	5,863,604
営業利益又は営業損失()	68,641,917	20,506,115
経常利益又は経常損失()	68,641,917	20,506,115
当期純利益又は当期純損失()	68,641,917	20,506,115
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	186,931	477,862
期首剰余金又は期首次損金()	326,163,692	260,488,731
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,005,611	28,966,142
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,005,611	28,966,142
剰余金減少額又は欠損金増加額	208,230	224,654
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	208,230	224,654
分配金	12,577,406	11,808,363
期末剰余金又は期末欠損金()	260,488,731	222,571,629

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、平成29年5月9日から平成29年11月6日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成29年5月8日現在	当期 平成29年11月6日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,382,560,021口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,233,954,638口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 260,488,731円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 222,571,629円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8116円 (10,000口当たり純資産額) (8,116円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8196円 (10,000口当たり純資産額) (8,196円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成28年11月8日 至 平成29年5月8日	当期 自 平成29年5月9日 至 平成29年11月6日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象であるアセットバック証券オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,922,487円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象であるアセットバック証券オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,793,694円
2. 分配金の計算過程 平成28年11月8日から平成28年12月5日まで	2. 分配金の計算過程 平成29年5月9日から平成29年6月5日まで

費用控除後の配当等収益額	A	2,781,935 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	26,274,655 円
分配準備積立金額	D	140,956,188 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	170,012,778 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,421,352,897 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,196 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	2,132,029 円

平成 28 年 12 月 6 日から平成 29 年 1 月 5 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,833,950 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	25,934,280 円
分配準備積立金額	D	139,813,147 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	168,581,377 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,402,940,073 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,201 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	2,104,410 円

平成 29 年 1 月 6 日から平成 29 年 2 月 6 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,849,884 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	25,870,678 円
分配準備積立金額	D	140,065,550 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	167,786,112 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,398,280,361 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,199 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	2,097,420 円

平成 29 年 2 月 7 日から平成 29 年 3 月 6 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,366,175 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	25,815,071 円
分配準備積立金額	D	139,447,871 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	167,629,117 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,394,610,182 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,201 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	2,091,915 円

平成 29 年 3 月 7 日から平成 29 年 4 月 5 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,090,794 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円

費用控除後の配当等収益額	A	2,230,471 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	24,133,033 円
分配準備積立金額	D	139,338,472 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,701,976 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,374,181,719 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,205 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	2,061,272 円

平成 29 年 6 月 6 日から平成 29 年 7 月 5 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,679,063 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	24,055,292 円
分配準備積立金額	D	138,975,083 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,709,438 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,368,955,939 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,210 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	2,053,433 円

平成 29 年 7 月 6 日から平成 29 年 8 月 7 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,799,963 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	22,912,857 円
分配準備積立金額	D	133,037,100 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	157,749,920 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,303,187,569 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,210 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,954,781 円

平成 29 年 8 月 8 日から平成 29 年 9 月 5 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,813,732 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	22,243,928 円
分配準備積立金額	D	133,191,336 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	157,248,996 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,300,105,565 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,209 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,950,158 円

平成 29 年 9 月 6 日から平成 29 年 10 月 5 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,457,260 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円

収益調整金額	C	25,652,234 円
分配準備積立金額	D	138,790,389 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	166,533,417 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,385,194,925 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,202 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	2,077,792 円

平成 29 年 4 月 6 日から平成 29 年 5 月 8 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,371,436 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	24,959,798 円
分配準備積立金額	D	139,190,943 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	166,522,177 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,382,560,021 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,204 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	2,073,840 円

収益調整金額	C	21,472,929 円
分配準備積立金額	D	132,859,259 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	156,789,448 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,291,859,119 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,213 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,937,788 円

平成 29 年 10 月 6 日から平成 29 年 11 月 6 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,666,779 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	20,537,452 円
分配準備積立金額	D	127,512,356 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	150,716,587 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,233,954,638 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,221 円
10,000 口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,850,931 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成 28 年 11 月 8 日 至 平成 29 年 5 月 8 日	当期 自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としてあります。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記) の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 平成 29 年 5 月 8 日現在	当期 平成 29 年 11 月 6 日現在
-------------------------	--------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成 28 年 11 月 8 日 至 平成 29 年 5 月 8 日	当期 自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

当期 自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
当ファンドの信託期間は原則として無期限としておりましたが、委託会社は、平成 29 年 11 月 9 日、信託約款第 50 条の規定に基づき当ファンドの繰上償還の手続きを進めることを決定いたしました。今後、法令・規則に則った手続きを経て平成 30 年 6 月 7 日に繰上償還される予定です。

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成 28 年 11 月 8 日 至 平成 29 年 5 月 8 日	当期 自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
期首元本額 1,433,074,579 円	期首元本額 1,382,560,021 円
期中追加設定元本額 1,036,380 円	期中追加設定元本額 1,126,491 円
期中一部解約元本額 51,550,938 円	期中一部解約元本額 149,731,874 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成 28 年 11 月 8 日 至 平成 29 年 5 月 8 日	当期 自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	22,570,717	15,730,562
合計	22,570,717	15,730,562

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成 29 年 11 月 6 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成 29 年 11 月 6 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アセットバック証券オープンマザーファンド	411,794,854	1,001,402,725	
		銘柄数: 1 組入時価比率: 99.0%	411,794,854	1,001,402,725 100.0%	
合計				1,001,402,725	

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

「アセットバック証券オープンCコース」および「アセットバック証券オープンDコース」は、「アセットバック証券オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

アセットバック証券オープンマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(平成29年11月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,988,478
コール・ローン	29,028,703
国債証券	48,597,244
特殊債券	1,173,834,375
社債券	251,341,844
未収利息	4,724,671
前払費用	246,632
流動資産合計	1,509,761,947
資産合計	1,509,761,947
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,700,000
未払利息	32
流動負債合計	3,700,032
負債合計	3,700,032
純資産の部	
元本等	
元本	619,331,906
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	886,730,009

元本等合計	1,506,061,915
純資産合計	1,506,061,915
負債純資産合計	1,509,761,947

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっていた場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成 29 年 11 月 6 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2.4318 円
(10,000 口当たり純資産額)	(24,318 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成 29 年 5 月 9 日 至 平成 29 年 11 月 6 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 11 月 6 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 国債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており

ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 29 年 11 月 6 日現在	
期首	平成 29 年 5 月 9 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	693,230,321 円
同期中における追加設定元本額	5,324,261 円
同期中における一部解約元本額	79,222,676 円
期末元本額	619,331,906 円
期末元本額の内訳 *	
アセットバック証券オープン C コース	207,537,052 円
アセットバック証券オープン D コース	411,794,854 円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(平成 29 年 11 月 6 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成 29 年 11 月 6 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	285,000.00	286,001.94	
		US TREASURY N/B	140,000.00	138,873.43	
		銘柄数：2	425,000.00	424,875.37	
		組入時価比率：3.2%		(48,597,244)	
				3.3%	
		合計		48,597,244	
				(48,597,244)	
特殊債券	米ドル	FHLMC MULTIFAMILY STRUCT	2,000,000.00	2,039,671.60	
		FHLMC MULTIFAMILY STRUCT	1,490,000.00	1,535,407.15	
		FHLMC MULTIFAMILY STRUCT	439,979.66	447,534.77	
		FHLMC MULTIFAMILY STRUCT	510,000.00	527,402.57	
		FHLMC MULTIFAMILY STRUCT	350,000.00	361,247.18	
		FHMS K033 A2	4,272,000.00	4,419,717.64	
		FN AS1317	839,684.52	890,083.05	
		GNMA 30YR 589197	16,835.45	18,673.08	
		GNMA 364408	4,025.11	4,464.46	
		SBAP 1998-20F 1	18,213.78	18,382.65	
		銘柄数：10	9,940,738.52	10,262,584.15	
		組入時価比率：77.9%		(1,173,834,375)	
				79.6%	

	合計		1,173,834,375	
			(1,173,834,375)	
社債券	米ドル	BSARM 04-7 4A	4,203.92	4,193.55
		JP MORGAN CHAS CMMRCI 10	73,835,000.00	244,349.54
		JP MORGAN CHASE COMMERCIAL	440,103.58	459,108.04
		JPMCC 2002-CIB4 C	26,517.56	26,663.84
		JPMCC 2010-C2 A3	400,000.00	416,981.32
		MORGAN STANLEY BAML TRUS	45,000.00	48,163.27
		WORLD FINANCIAL NETWORK	500,000.00	504,463.40
		WORLD FINANCIAL NETWORK	500,000.00	493,505.30
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：16.7%	75,750,825.06	2,197,428.26 (251,341,844) 17.1%
	合計			251,341,844 (251,341,844)
	合計			1,473,773,463 (1,473,773,463)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アセットバック証券オープンCコース

平成29年11月30日現在

資産総額	981,031,376円
負債総額	490,678,541円
純資産総額(-)	490,352,835円
発行済口数	551,749,193口
1口当たり純資産額(/)	0.8887円

アセットバック証券オープンDコース

平成 29 年 11 月 30 日現在

資産総額	988,379,525円
負債総額	722,797円
純資産総額 (-)	987,656,728円
発行済口数	1,233,065,637口
1 口当たり純資産額 (/)	0.8010円

(参考) アセットバック証券オープンマザーファンド

平成 29 年 11 月 30 日現在

資産総額	1,469,733,690円
負債総額	31円
純資産総額 (-)	1,469,733,659円
発行済口数	618,125,955口
1 口当たり純資産額 (/)	2.3777円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成29年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

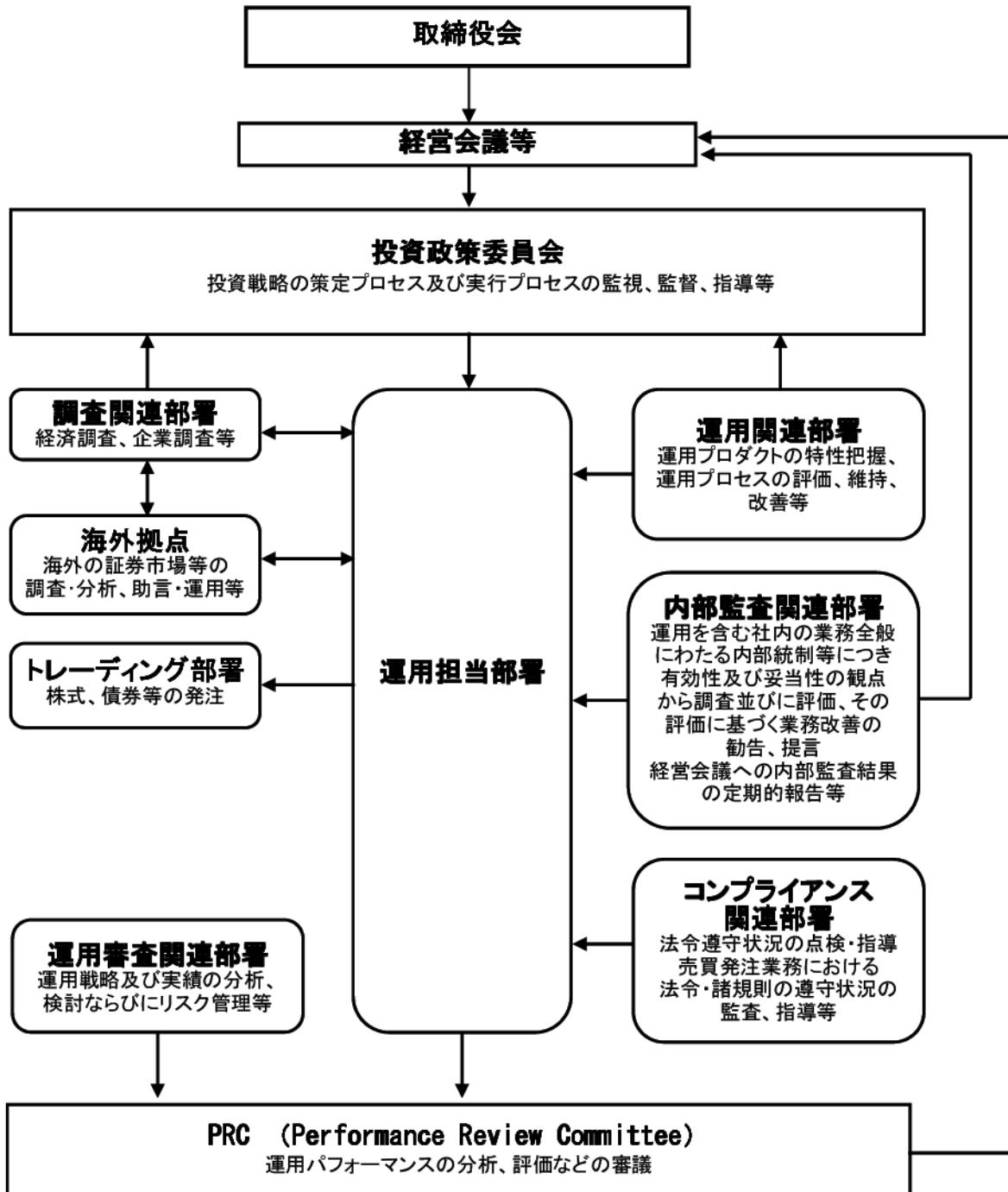
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成 29 年 11 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	961	25,060,421
単位型株式投資信託	100	543,610
追加型公社債投資信託	14	5,941,812
単位型公社債投資信託	375	1,980,708
合計	1,450	33,526,551

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 6 月 5 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部俊夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井雄一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 58 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ

って行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 重俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用され

る。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		208		127	
金銭の信託		55,341		52,247	
有価証券		24,100		15,700	
前払金		34		33	
前払費用		2		2	
未収入金		511		495	
未収委託者報酬		14,131		16,287	
未収運用受託報酬		7,309		7,481	
繰延税金資産		2,028		1,661	
その他		56		42	
貸倒引当金		10		11	
流動資産計		103,715		94,066	
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	403	1,176	377	1,001
器具備品	2	773		624	
無形固定資産			7,681		7,185
ソフトウェア		7,680		7,184	
その他		0		0	
投資その他の資産			23,225		13,165
投資有価証券		9,216		1,233	
関係会社株式		10,958		8,124	
長期差入保証金		45		44	
長期前払費用		49		37	
前払年金費用		2,777		2,594	
繰延税金資産		-		960	
その他		176		170	
固定資産計		32,083		21,353	
資産合計		135,799		115,419	

区分	注記番号	前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		118		98	
未払金	1	11,855		10,401	
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		4,537		5,242	
その他未払金		7,284		5,126	
未払費用	1	8,872		9,461	
未払法人税等		1,838		714	
前受収益		45		39	
賞与引当金		4,809		4,339	
流動負債計		27,538		25,055	
固定負債					
退職給付引当金		2,708		2,947	
時効後支払損引当金		526		538	
繰延税金負債		68		-	
固定負債計		3,303		3,485	
負債合計		30,842		28,540	
(純資産の部)					
株主資本		99,606		86,837	
資本金		17,180		17,180	
資本剰余金		13,729		13,729	
資本準備金		11,729	11,729		
その他資本剰余金		2,000	2,000		
利益剰余金		68,696		55,927	
利益準備金		685	685		
その他利益剰余金		68,011	55,242		
別途積立金		24,606	24,606		
繰越利益剰余金		43,405	30,635		
評価・換算差額等		5,349		41	
その他有価証券評価差額金		5,349		41	
純資産合計		104,956		86,878	
負債・純資産合計		135,799		115,419	

(2)【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬		104,445		96,594	
運用受託報酬		31,351		28,466	
その他営業収益		219		266	
営業収益計		136,016		125,327	
営業費用					
支払手数料		46,531		39,785	
広告宣伝費		1,008		1,011	
公告費		0		0	
調査費		28,068		26,758	
調査費		4,900	5,095		
委託調査費		23,167	21,662		
委託計算費		1,148		1,290	
営業雑経費		3,905		4,408	
通信費		185	162		
印刷費		969	940		
協会費		78	76		
諸経費		2,672	3,228		
営業費用計		80,662		73,254	
一般管理費					
給料		11,835		11,269	
役員報酬	2	367	301		
給料・手当		6,928	6,923		
賞与		4,539	4,044		
交際費		124		126	
旅費交通費		488		469	
租税公課		695		898	
不動産賃借料		1,230		1,222	
退職給付費用		1,063		1,223	
固定資産減価償却費		2,589		2,730	
諸経費		7,801		8,118	
一般管理費計		25,827		26,059	
営業利益		29,526		26,012	

		前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,323		7,397	
受取利息		4		0	
金銭の信託運用益		-		684	
為替差益		281		-	
その他		382		379	
営業外収益計			7,991		8,461
営業外費用					
支払利息		-		17	
金銭の信託運用損		1,196		-	
時効後支払損引当金繰入額		72		16	
為替差損		-		33	
その他		52		9	
営業外費用計			1,321		77
経常利益			36,196		34,397
特別利益					
投資有価証券等売却益		50		26	
関係会社清算益		-		41	
株式報酬受入益		96		59	
特別利益計			146		126
特別損失					
投資有価証券売却損		95		-	
投資有価証券等評価損		-		6	
固定資産除却損	3	60		9	
特別損失計			156		15
税引前当期純利益			36,186		34,507
法人税、住民税及び事業税			9,806		7,147
法人税等調整額			744		1,722
当期純利益			25,635		25,637

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益積立金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,180	11,729	-	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当期変動額									
剩余金の配当							19,933	19,933	19,933
当期純利益							25,635	25,635	25,635
合併による増加			2,000	2,000			144	144	2,144
吸収分割による増加							1,668	1,668	1,668
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	2,000	2,000	-	-	7,514	7,514	9,514
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当期変動額			
剩余金の配当			19,933
当期純利益			25,635
合併による増加			2,144
吸収分割による増加			1,668
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,543	1,543	1,543
当期変動額合計	1,543	1,543	7,971
当期末残高	5,349	5,349	104,956

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法</p>								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>38 ~ 50 年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8 ~ 15 年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4 ~ 15 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	38 ~ 50 年	附属設備	8 ~ 15 年	構築物	20 年	器具備品	4 ~ 15 年
建物	38 ~ 50 年								
附属設備	8 ~ 15 年								
構築物	20 年								
器具備品	4 ~ 15 年								
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>								
5. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控								

6. 連結納税制度の適用	除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
--------------	---

[会計方針の変更]

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号平成 28 年 6 月 17 日) を当会計期間に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (平成 29 年 3 月 31 日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。
未払金 5,894 百万円 未払費用 1,151	未払金 4,438 百万円 未払費用 938
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 641 百万円 器具備品 3,132	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 681 百万円 器具備品 3,331
合計 3,774	合計 4,013

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。
受取配当金 7,081 百万円 支払利息 -	受取配当金 5,252 百万円 支払利息 17
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損 建物 1 百万円 器具備品 4 ソフトウェア 54 合計 60	3. 固定資産除却損 建物 - 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 9 合計 9

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	19,933 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	3,870 円
基準日	平成 27 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	34,973 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	6,790 円
基準日	平成 28 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 28 年 6 月 24 日

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	34,973 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	6,790 円
基準日	平成 28 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 28 年 6 月 24 日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

平成 28 年 10 月 27 日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類	株式会社野村総合研究所の株式
配当財産の帳簿価額	3,064 百万円
1 株当たり配当額	594 円 87 銭
効力発生日	平成 28 年 10 月 27 日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額	282 百万円
1 株当たり配当額	54 円 93 銭
効力発生日	平成 28 年 10 月 27 日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額	87 百万円
1 株当たり配当額	16 円 89 銭
効力発生日	平成 28 年 10 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,970 円
基準日	平成 29 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 29 年 6 月 23 日

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	208	208	-
(2)金銭の信託	55,341	55,341	-
(3)未収委託者報酬	14,131	14,131	-
(4)未収運用受託報酬	7,309	7,309	-
(5)有価証券及び投資有価証券	32,071	32,071	-
その他有価証券	32,071	32,071	-
(6)関係会社株式	3,064	180,880	177,816
資産計	112,127	289,944	177,816
(7)未払金	11,855	11,855	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	4,537	4,537	-
その他未払金	7,284	7,284	-
(8)未払費用	8,872	8,872	-
(9)未払法人税等	1,838	1,838	-
負債計	22,566	22,566	-

注 1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によってあります。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,245 百万円、関係会社株式 7,894 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどがきず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	208	-	-	-
金銭の信託	55,341	-	-	-
未収委託者報酬	14,131	-	-	-
未収運用受託報酬	7,309	-	-	-
有価証券	24,100	-	-	-
合計	101,091	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされでおりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
その他未払金	5,126	5,126	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-
負債計	20,578	20,578	-

注 1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,233 百万円、関係会社株式 8,124 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券	15,700	-	-	-
合計	91,843	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(平成 28 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成 28 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成 28 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	180,880	177,816
合計	3,064	180,880	177,816

4. その他有価証券(平成 28 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の 株式	7,971	282	7,688
小計	7,971	282	7,688
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	24,100	24,100	-
小計	24,100	24,100	-
合計	32,071	24,382	7,688

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	135	-	95
合計	135	-	95

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(平成 29 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成 29 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成 29 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(平成 29 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-
合計	15,700	15,700	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	17,218 百万円
勤務費用	811
利息費用	181
数理計算上の差異の発生額	1,150
退職給付の支払額	654
その他	13
退職給付債務の期末残高	18,692

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,117 百万円
期待運用収益	402
数理計算上の差異の発生額	711
事業主からの拠出額	511
退職給付の支払額	555
年金資産の期末残高	15,764

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	15,775 百万円
年金資産	15,764
	11
非積立型制度の退職給付債務	2,917
未積立退職給付債務	2,928
未認識数理計算上の差異	3,409
未認識過去勤務費用	411
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付引当金	2,708
前払年金費用	2,777
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	811 百万円
利息費用	181
期待運用収益	402
数理計算上の差異の費用処理額	314
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	863

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	43%
株式	43%
生保一般勘定	13%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	0.5%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.5%
-----------	------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191 百万円でした。

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>19,546</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>16,572</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
<u>年金資産</u>	<u>16,572</u>
	5
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,967</u>
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	2,992
未認識過去勤務費用	371
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>352</u>
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	2,594
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>352</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	40
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>993</u>

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率

0.9%

退職一時金制度の割引率

0.6%

長期期待運用收益率

2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (平成 29 年 3 月 31 日)
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,490
退職給付引当金	839
投資有価証券評価減	460
関係会社株式評価減	1,676
ゴルフ会員権評価減	240
減価償却超過額	177
時効後支払損引当金	163
子会社株式売却損	148
未払事業税	350
関係会社株式譲渡益	120
未払社会保険料	89
その他	251
繰延税金資産小計	6,678
評価性引当額	1,453
繰延税金資産合計	5,224
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,403
前払年金費用	861
繰延税金負債合計	3,264
繰延税金資産の純額	1,959
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	33.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	
項目	6.2%
タックスヘイブン税制	0.8%
外国税額控除	0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額	
修正	0.4%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%
3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32% から 31% となります。この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。	

セグメント情報等

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接 20.8%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1)	5,058	未払費用	279

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	39,084	未払手数料	3,865
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3)	2,412	未払費用	669

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(* 2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(* 3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株式会社(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は株野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)	
株野村総合研究所	
流動資産合計	239,155
固定資産合計	324,634
流動負債合計	122,933
固定負債合計	55,456
純資産合計	385,400
売上高	352,003
税引前当期純利益	56,508
当期純利益	40,179

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息の支払	17	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2)	787	未払費用	-

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
なお、株式会社野村総合研究所は、平成 28 年 10 月 27 日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額 20,377 円 23 銭	1株当たり純資産額 16,867 円 41 銭
1株当たり当期純利益 4,977 円 07 銭	1株当たり当期純利益 4,977 円 49 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載してありません。	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載してありません。
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 25,635 百万円 普通株式に係る当期純利益 25,635 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 25,637 百万円 普通株式に係る当期純利益 25,637 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成 29 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,411
金銭の信託		44,380
有価証券		8,200
未収委託者報酬		20,471
未収運用受託報酬		7,338
繰延税金資産		1,076
その他		675
貸倒引当金		13
流動資産計		83,539
固定資産		
有形固定資産	1	919
無形固定資産		6,967
ソフトウェア		6,966
その他		0
投資その他の資産		12,994
投資有価証券		1,230
関係会社株式		8,124
前払年金費用		2,474
繰延税金資産		920
その他		244
固定資産計		20,880
資産合計		104,420

		平成 29 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払収益分配金		0
未払償還金		31
未払手数料		6,975
その他未払金		4,550
未払費用		9,702
未払法人税等		1,521
賞与引当金		2,361
その他		153
流動負債計		25,297
固定負債		
退職給付引当金		2,953
時効後支払損引当金		548
固定負債計		3,501
負債合計		28,798
(純資産の部)		
株主資本		75,573
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		44,663
利益準備金		685
その他利益剰余金		43,978
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,372
評価・換算差額等		47
その他有価証券評価差額金		47
純資産合計		75,621
負債・純資産合計		104,420

中間損益計算書

		自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		55,036
運用受託報酬		13,973
その他営業収益		159
営業収益計		69,169
営業費用		
支払手数料		21,927
調査費		14,996
その他営業費用		3,541
営業費用計		40,465
一般管理費	1	13,411
営業利益		15,292
営業外収益	2	4,435
営業外費用	3	91
経常利益		19,636
特別利益	4	32
特別損失	5	9
税引前中間純利益		19,659
法人税、住民税及び事業税		4,702
法人税等調整額		621
中間純利益		14,335

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本合計	利益準備金	その他利益剰余金	積立金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当中間期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
中間純利益							14,335	14,335	14,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	11,263	11,263	11,263
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,372	44,663	75,573

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当中間期変動額			
剰余金の配当			25,598
中間純利益			14,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	6	6	6
当中間期変動額合計	6	6	11,257
当中間期末残高	47	47	75,621

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの…移動平均法による原価法</p>
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成 29 年 9 月 30 日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	4,102 百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	94 百万円
無形固定資産	1,288 百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,031 百万円
金銭信託運用益	224 百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	2 百万円
時効後支払損引当金繰入	10 百万円
為替差損	49 百万円
4 特別利益の内訳	
株式報酬受入益	32 百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券等評価損	1 百万円
固定資産除却損	8 百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 29 年 9 月 30 日

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

2 配当に関する事項

配当金支払額

平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	25,598 百万円
(2) 1 株当たり配当額	4,970 円
(3) 基準日	平成 29 年 3 月 31 日
(4) 効力発生日	平成 29 年 6 月 23 日

金融商品関係

当中間会計期間（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）

金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,411	1,411	-
(2)金銭の信託	44,380	44,380	-
(3)未収委託者報酬	20,471	20,471	-
(4)未収運用受託報酬	7,338	7,338	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,200	8,200	-
資産計	81,801	81,801	-
(6)未払金	11,558	11,558	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	6,975	6,975	-
その他未払金	4,550	4,550	-
(7)未払費用	9,702	9,702	-
(8)未払法人税等	1,521	1,521	-
負債計	22,782	22,782	-

注 1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券 1,230 百万円、関係会社株式 8,124 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（平成 29 年 9 月 30 日）

1. 満期保有目的の債券(平成 29 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(平成 29 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(平成 29 年 9 月 30 日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	8,200	8,200	-
小計	8,200	8,200	-
合計	8,200	8,200	-

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日	
1 株当たり純資産額	14,681 円 79 銭
1 株当たり中間純利益	2,783 円 19 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	14,335 百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	14,335 百万円
期中平均株式数	5,150 千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(アセットバック証券オープン C コース)

運用の基本方針

約款第 22 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アセットバック証券オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接 MBS (Mortgage Backed Securities)、CMBS (Commercial Mortgage Backed Securities)、ABS (Asset Backed Securities) などの証券、およびこれらを担保として発行される証券（以上を総称して「アセットバック証券」といいます。）等に投資する場合もあります。

(2) 投資態度

主としてアセットバック証券オープンマザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

運用にあたっては、アセットバック証券の独特なリターン特性やリスク特性の分析に基づき、主要な 3 つのセクター（MBS、CMBS、ABS）への資産配分、個別投資銘柄選定、デュレーションマネジメントを行ない、アクティブに運用することを基本とします。

各種アセットバック証券に分散投資を行ないます。

アセットバック証券等への実質投資割合は、原則として高位とします。

A 格相当以上の長期格付を有していない（格付が公表されていないものを含む。）アセットバック証券への投資を行ないます。

投資適格格付未満のアセットバック証券への実質投資割合は、原則として純資産総額の 20% 以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として米国ドルを用いて為替ヘッジを行ないます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 10% 未満とします。

有価証券先物取引等は約款第 25 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 26 条の範囲で行ないます。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
アセットバック証券オープンCコース
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号) (以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けます。

受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行さ

れた場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成

19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以後に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1万口につき1万円に、1万円に1%の率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が、当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条（削除）

第16条（削除）

第17条（削除）

第18条（削除）

第19条（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条及び第26条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

二. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.（削除）

ロ. 為替手形

ハ.（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるアセットバック証券オープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指

図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。
5. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といり、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10以上となる投資の指図をしません。

前項においてマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式は、第 22 条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証

券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをい）、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプ

ション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第32条 (削除)

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第34条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては、日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 39 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 40 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 41 条 この信託の計算期間は、毎月 6 日から翌月 5 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 3 月 1 日から平成 14 年 4 月 5 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 42 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 43 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 44 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 102 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第 45 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 46 条 受託者は、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日の前日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 47 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 49 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 47 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 48 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録

が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第 49 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 48 条 受益者が、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 47 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 49 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がすることは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 50 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより別に定める信託（こ

の信託を含みます。)の受益権の口数を合計した口数が20億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、

第 55 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更)

第 55 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 56 条 第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 50 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第 50 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 57 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この

約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 58 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
(付 則)

第 1 条 第 47 条第 5 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条（受益証券の種類）から第 19 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 3 月 1 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第50条第1項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 アセットバック証券オープンCコース

追加型証券投資信託 アセットバック証券オープンDコース

(アセットバック証券オープンDコース)

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アセットバック証券オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接MBS (Mortgage Backed Securities)、CMBS (Commercial Mortgage Backed Securities)、ABS (Asset Backed Securities)などの証券、およびこれらを担保として発行される証券（以上を総称して「アセットバック証券」といいます。）等に投資する場合もあります。

(2) 投資態度

主としてアセットバック証券オープンマザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

運用にあたっては、アセットバック証券の独特なリターン特性やリスク特性の分析に基づき、主要な3つのセクター（MBS、CMBS、ABS）への資産配分、個別投資銘柄選定、デュレーションマネジメントを行ない、アクティブに運用することを基本とします。

各種アセットバック証券に分散投資を行ないます。

アセットバック証券等への実質投資割合は、原則として高位とします。

A格相当以上の長期格付を有していない（格付が公表されていないものを含む。）アセットバック証券への投資を行ないます。

投資適格格付未満のアセットバック証券への実質投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

有価証券先物取引等は約款第25条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第26条の範囲で行ないます。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
アセットバック証券オープンDコース
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号) (以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けます。

受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行さ

れた場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成

19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以後に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1万口につき1万円に、1万円に1%の率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が、当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条（削除）

第16条（削除）

第17条（削除）

第18条（削除）

第19条（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条及び第26条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

二. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.（削除）

ロ. 為替手形

ハ.（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるアセットバック証券オープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指

図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。
5. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といり、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10以上となる投資の指図をしません。

前項においてマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式は、第 22 条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証

券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをい）、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプ

ション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第32条 (削除)

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第34条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては、日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 39 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 40 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 41 条 この信託の計算期間は、毎月 6 日から翌月 5 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 3 月 1 日から平成 14 年 4 月 5 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 42 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 43 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 44 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 102 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第 45 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 46 条 受託者は、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日の前日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 47 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 49 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 47 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 48 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録

が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第 49 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 48 条 受益者が、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 47 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 49 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がすることは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 50 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより別に定める信託（こ

の信託を含みます。)の受益権の口数を合計した口数が20億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、

第 55 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更)

第 55 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 56 条 第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 50 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第 50 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 57 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この

約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 58 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
(付 則)

第 1 条 第 47 条第 5 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条（受益証券の種類）から第 19 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 3 月 1 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第50条第1項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 アセットバック証券オープンCコース

追加型証券投資信託 アセットバック証券オープンDコース

(アセットバック証券オープンマザーファンド)

運用の基本方針

約款第11条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国ドル建のMBS (Mortgage Backed Securities)、CMBS (Commercial Mortgage Backed Securities)、ABS (Asset Backed Securities)などの証券、およびこれらを担保として発行される証券（以上を総称して「アセットバック証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、一部米国国債、米国政府機関の発行した債券および米国ドル建以外のアセットバック証券に投資する場合もあります。

(2) 投資態度

主として米国ドル建のアセットバック証券に分散投資し、高収益の獲得およびリスクの分散を図ることを目指します。

運用にあたっては、アセットバック証券の独特なリターン特性やリスク特性の分析に基づき、主要な3つのセクター（MBS、CMBS、ABS）への資産配分、個別投資銘柄選定、デュレーションマネジメントを行ない、アクティブに運用することを基本とします。

アセットバック証券等への投資割合は、原則として高位とします。

A格相当以上の長期格付を有していない（格付が公表されていないものを含む。）アセットバック証券への投資を行ないます。

投資適格格付未満のアセットバック証券への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。米国ドル建以外の外貨建資産については、原則として当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行ないます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（BlackRock Financial Management, Inc.）に当ファンドのアセットバック証券および米国公社債（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に

限ります。) を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 10%未満とします。

有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

親投資信託
アセットバック証券オープンマザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金10億円～金600億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項および第2項、第41条第1項、第42条第1項、第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口～600億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 6 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 7 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 8 条 委託者は、第 5 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 9 条 委託者は、前条第 1 項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 10 条 委託者（第 11 条の 2 に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、第 12 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条から第 29 条までについて同じ。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。

5. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といへ、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といへます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10以上となる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といへ、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（運用の権限委託）

第11条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲 : アセットバック証券および米国公社債（含む短期金融商品）の運用

委託先名称 : BlackRock Financial Management, Inc.（ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク）

委託先所在地 : 米国ニューヨーク州ニューヨーク市

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする追加型証券投資信託の報酬から、平成19年4月以降の毎年4月および10月の24日の当該投資信託の信託報酬支弁の

ときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

(平均純資産総額)	(率)
500 億円以下の部分	年 1 万分の 23
500 億円超 750 億円以下の部分	年 1 万分の 18
750 億円超の部分	年 1 万分の 13

第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式の範囲)

第 12 条 委託者が投資することを指図する株式は、第 11 条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 13 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 14 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 10 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプシ

ヨン取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをい）、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 16 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 19 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をする

ことができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第21条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第23条 (削除)

(混藏寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混載寄託できるものとします。

(一括登録)

第 25 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 25 日から翌年 4 月 24 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の

終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<削除>

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第37条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第45条の2 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第38条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第45条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第45条の4 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

第45条の5 <削除>

(公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第17条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日にお

ける現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

約款第17条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成9年4月25日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社